

第11図 平沢官衙遺跡周辺の遺跡と文化財位置図 (1 : 10,000)

歴史的資源が豊富な筑波山麓地域は、つくば市の奥座敷として、市内外の方々の観光やレジャー、癒しの場としての活性化が期待されている。

## (2) 平沢官衙遺跡周辺の遺跡と文化財

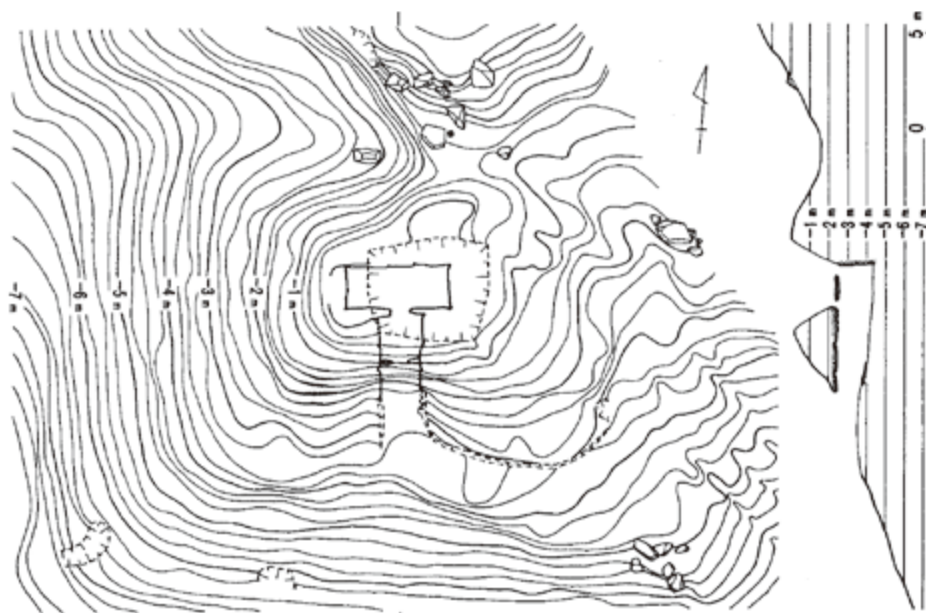
本遺跡の周辺は市内でも有数の遺跡や文化財の密集地であり、特に古代から中世初期には常陸国内で有数の中心地であった。以下では本遺跡の周辺を(a)平沢地区、(b)中台地区(行政区会では北条地区に含まれるが、史跡(遺跡・官衙)の隣接地でありほぼ独立した台地となるため同地区と分けて考える)(c)山口地区、(d)北条地区の4地区に分け、遺跡や文化財を解説する(第10・11図)。

### (a) 平沢地区

平沢官衙遺跡が所在する独立した台地からその北側の丘陵までの範囲で、筑波郡の郡衙正倉院である本史跡を中心に、前代の筑波国造との関係が考えられる平沢古墳群や、郡衙関連施設の候補地の一つとされている丘陵裾の平坦部を含んでいる。

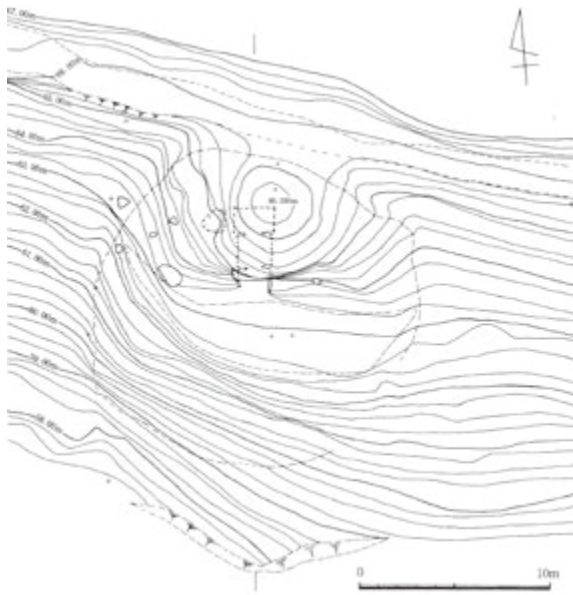
#### ○平沢古墳群

平沢官衙遺跡北方500mの小丘陵斜面に所在し、横穴式石室をもつ古墳5基が確認されている。1号墳の佐都ヶ岩屋古墳は市指定史跡で、東西35m、南北25mの方墳である(第12図)。埋葬主体部は変成岩の巨大な板石を組んで構築された、全長7.7m、最大幅5.4mのT字型平面の横穴式石室である。また、3号墳では、側壁倒壊に伴って平成19年(2007年)に茨城大学が一部の発掘調査を実施した後、所有者が修復を行っている(第13図)。一辺19mの方墳と判明し、石室の前面からは、古墳にかかわる鉄鏃や須恵器の長頸瓶のほか、8世紀初め頃の火葬墓に使用された須恵器の壺と蓋に使われた坏が出土している。これらの古墳の構築時期は古墳時代終末期の7世紀中葉頃と考えられ、1号墳は同時期の筑波山麓で最大級であること



第12図 平沢古墳群1号墳 佐都ヶ岩屋古墳(1:400)





平沢古墳群 3号墳  
須恵器壺出土状況

第 13 図 平沢古墳群 3号墳 (1 : 400)

から、筑波国造の墓と推測されることも多い。また、当時有力者層に限り広まった火葬が行われ 3号墳に追葬されていることも、能力が同じなら郡司には国造の家柄から先ず選べという律令の規定もあるように、筑波国造の系譜を引くと考えられる筑波郡司との関係を想起させる。

○石造六角地藏宝幢

平沢地区の八幡神社境内に所在する。県指定文化財（工芸品）。永正 16 年（1529 年）銘をもつ土浦市盛泉寺に所在するものに比較して形態が退化していることから、16 世紀末期頃のものと考えられる。なお、周囲にはやや広い平坦面が広がっており、郡衙関連施設の候補地の一つとされている。



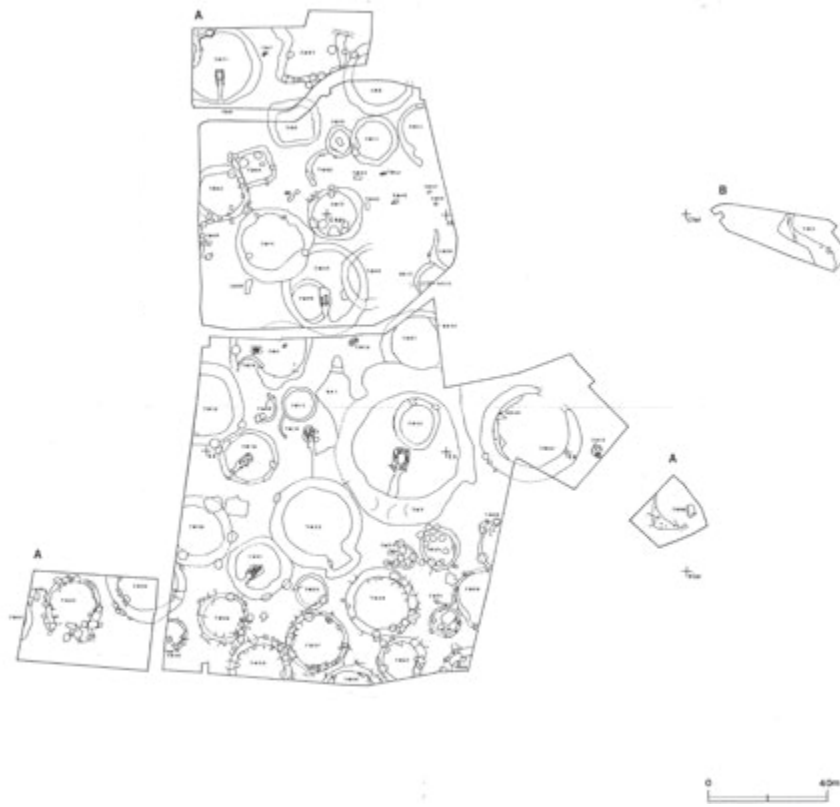
石造六角地藏宝幢

(b) 中台地区

平沢官衙遺跡西側の台地上に、北条中台古墳群、北条中台遺跡、北条中台廃寺などの古墳群や集落・寺院跡があり、これらは範囲が重なることから北条中台遺跡群と呼ぶこともある。北条中台遺跡群は、平沢官衙遺跡の前の時代の古墳や同時代の集落、廃寺が存在することから、本遺跡と密接に関係した遺跡群と言え、この地区内の台地上平坦部も郡衙関連施設の候補地とされている。

○北条中台遺跡

平沢官衙遺跡の西 500m の台地上ほぼ全面に所在する旧石器時代から近世までの複合遺跡で、そのかなりの部分が大規模住宅地開発に伴い平成 3・4 年（1991・92 年）に県教育財団によって記録保存の発掘調査がなされている（第 14・15 図）。主な確認遺構は、縄文時代中期の竪穴住居跡や袋状土坑、古墳・奈良・平安時代の竪穴住居跡等で、竪穴住居跡は縄文時代 36 軒、弥生時代 10 軒、古墳時代 100 軒、奈



第 14 図 北条中台遺跡全体図 古墳・溝（1 : 2,500）



第 15 図 北条中台遺跡全体図 住居跡・土坑・井戸など（1 : 2,500）

良時代・平安時代 131 軒であった。特徴的な遺物として古代の墨書土器や灰釉陶器が認められるほか、10 世紀中～後葉の土坑から出土した鉄素材である鉄鋌も注目される。

○北条中台古墳群

北条中台遺跡と重複して中台の台地中央から西側に所在する、古墳時代後期から終末期の古墳群で、現存が確認できるのは 1 号墳 1 基のみである。1 号墳は、墳丘は削平されて遺存しないが、変成岩の巨大な板石を組んで構築された横穴式石室が露出している。上述した県教育財団の調査では、その他に前方後円墳 3 基、帆立貝式古墳 2 基、円墳 44 基、不明 16 基の計 65 基が確認された。埋葬施設からは、装飾大刀や鉄鏃などの武器、鞍金具や馬齢などの馬具、耳環や勾玉などの装身具が出土した。埴輪には希少な表現である頭に鳥を付けた盾持埴輪も認められる。

○北条中台廃寺

北条中台遺跡と重複して中台の台地東側に所在している。古代の瓦片が多く散布している。かつては基壇状の高まりや礎石などが残存していたとされるが、現況では確認できず、位置も不詳である。住宅地開発の事前確認調査では寺院跡と明確にできなかったが重要な遺跡であることが予見されたため、開発区域からは外されている。ただし、先述の県教育財団による北条中台遺跡の記録保存調査でも瓦片や須恵器製の相輪が出土しており、この廃寺に関わるものと考えられる。また、台地の西端では石造露盤とされる石造品も現存している。寺院的遺構が未発見なもの、郡衙近隣に所在することが多い（郡寺と呼ばれることもある）寺院跡となり得る。



北条中台廃寺表採瓦

(c) 山口地区

平沢官衙遺跡東側の低地から宝篋山西側斜面部までの範囲で、宝篋山西側斜面部には 6・7 世紀の古墳群が所在し、低地には小堤と思われる遺構が存在し条里地割があった可能性が指摘されている。

○山口古墳群（第 10 図 29）

山口から小和田にかけての宝篋山西麓には、古墳時代後期・終末期の古墳が散在する。これらのうち山口 1 号墳・2 号墳は、花こう岩を主とした乱石積みで構築された横穴式石室であり、石室の形態も畿内の影響を受けたものである点で、県南地域においても異色である。

○山口・小和田条里、山口小堤遺跡

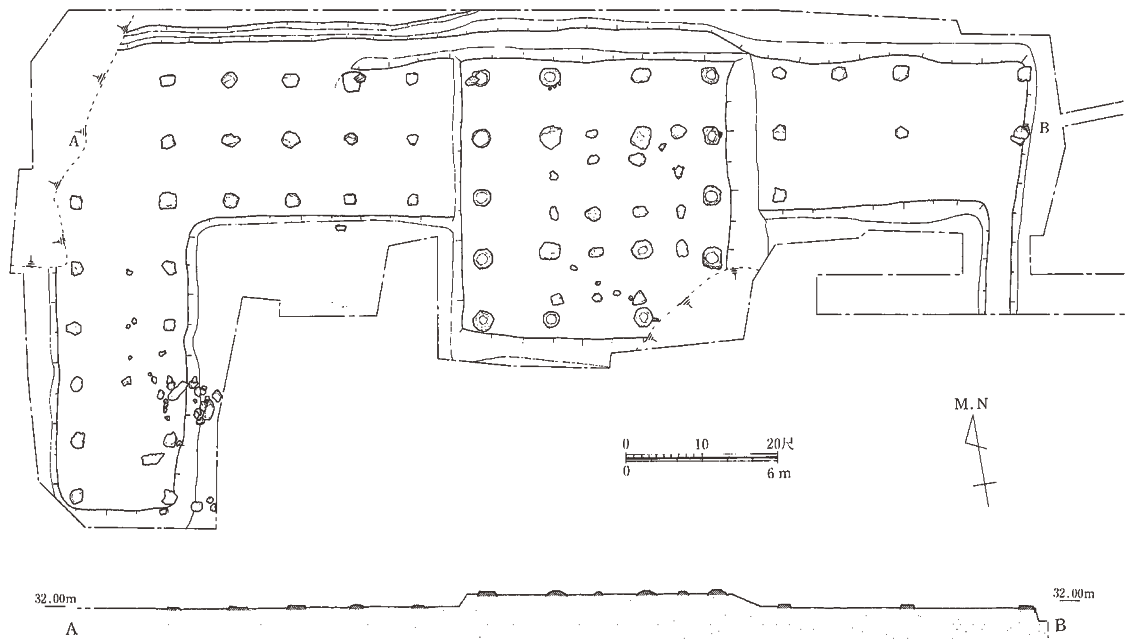
山麓に広がる低地には古代の条里地割の痕跡が窺えんとする見方があり、その北にある山口小堤遺跡は水源の堤防状遺構とも考えられている。

(d) 北条地区

平沢官衙遺跡の西側に所在する標高 129.4mの城山からその南側に連なる低位段丘面までの範囲で、平安時代後期から中世初期に常陸平氏の本宗である多気氏の本拠地となり、近世には在郷町として発展、その後も筑波山麓地域の中心として栄えた。

○日向廃寺跡

北条市街地の北側で、城山の南麓に位置する。市指定文化財（史跡）で、平成元年（1989年）に復元整備を行って公開している。昭和54・55年（1979・80年）の筑波大学による発掘調査で東西三間、南北四間の中央堂に翼廊がつく建物が確認さ



第 16 図 日向廃寺跡（1 : 300）



石造五輪塔（多気太郎様）



第 17 図 多気城跡（1 : 15,000）



石造五輪塔（北条八坂神社）



れており、形状から阿弥陀堂と推測されている（第 16 図）。

また、火災後に廃棄された瓦が多量に出土しており、瓦当文様や製作技法から 12 世紀後半頃のものとなる。常陸平氏本宗の多気氏が創建したと推測される。

#### ○石造五輪塔（多気太郎様）

日向廃寺跡の南西約 300m に所在する。反りの弱い火輪や丸みの弱い水輪の造作は、小田三村山極楽寺跡所在の石造五輪塔より古い、鎌倉時代前半の特徴と考えられている。この五輪塔には、建久 4 年（1193 年）年に没落した多気氏末代、多気義幹の墓という伝承がある。なお、義幹は五輪塔の直下を流れる裏堀という用水路を築いたとも伝わっており、地元では土地開発に力を入れた良君として慕われている。

#### ○多気城跡

北条の市街地北側の城山に築かれた大規模な山城跡（第 17 図）。現在残る城郭遺構は 16 世紀後半頃のもので、天正 7 年（1579 年）に「北条嶽山再興」という記録もあることから、佐竹氏が後北条氏の侵攻に対抗して大規模に改修したものと考えられる。また、この山は常陸平氏の本宗多気氏が小田氏と争った建久の政変に際して立て籠もった「多気山城」（『吾妻鏡』）ともされているが、これまでの発掘調査では鎌倉時代の出土遺物は確認されていない。

#### ○北条城跡

城山南東の山裾で、三方を斜面に囲まれた平坦な台地上に位置する。字名が「古城」で、絵図にも「道光ヤシキト云」とされている。昭和 53 年（1978 年）の小学校改築の際に発掘調査が行われ、台地の軸線方向に走る堀が確認されている。

#### ○石造五輪塔（北条八坂神社）

八坂神社の社殿西側に立つ県指定文化財（工芸品）。塔解体時に、地輪上面に径 14・5cm、深さ 15cm の円孔に高さ 10cm、径 4.5cm の経筒が納入されていたことが確認された。経筒の銘文により、聖道慶が天文 6 年（1537 年）に大乘妙典（法華経）奉納のために造立したことがわかる。



毘沙門天種子板碑

#### ○毘沙門天種子板碑

北条日向廃寺跡の南東に位置する、市指定文化財（工芸品）。高さ 170cm、幅 82cm の変成岩製で、碑面中央に大きく毘沙門天の種子であるベイシラマンダヤを、その上に宝塔を刻んでいる。鎌倉時代の製作と推定されている。

#### ○北条の国登録有形文化財建造物

土浦方面と下妻・真壁方面を結ぶ街道に沿って、近世の在郷町から発展した古い街並みが続いている。近世・近代の古建築も一部に残っており、そのうち宮本家住宅店蔵ほか、旧矢中家住宅主屋ほか、旧田村呉服店ミセ蔵兼主屋ほか、旧常陸北条郵便局の 4 件、計 16 棟・1 基が国の登録有形文化財となっている。

宮本家住宅は醤油を製造・販売していた江戸時代後期の商家建築で、大蔵がコンサートや映画上映会等の不定期のイベント会場として使用されている。旧矢中家住宅は戦前から戦後に建設された実験的な近代和風の邸宅で、NPO法人“矢中の杜”の守り人により定期的に一般公開されている。旧田村呉服店は大正期の商家建築で、現在はミセ蔵が街を案内



国登録有形文化財 宮本家住宅店蔵

する北条ふれあい館として活用されている。旧常陸北条郵便局は大正期の洋風外観を持つ小規模局舎で、喫茶店として利用されている。

### (3) 『常陸国風土記』における古代筑波郡の記述

平沢官衙遺跡が郡衙正倉院跡と考えられる古代筑波郡について、『常陸国風土記』の記載が残ることは全国的に見ても貴重であり、その内容についてまとめておく。

『常陸国風土記』は、現存する5つの風土記の一つであり、内容もかなり遺存していることから、常陸国だけでなく古代律令制下の地方の様子を知る貴重な史料となっている。『常陸国風土記』における筑波郡（評）の条をみると、以下のことが記載されている。

- ①位置…東は茨城郡、南は河内郡、西は毛野河、北は筑波岳。
- ②地名の由来…元々は紀国と呼ばれていたが、崇神天皇の時に国造として遣わされた筑篁命（つくはのみこと）が、国名に自分の名をつけ後代に伝えたいと言ったことから筑波になった。
- ③富士山との因縁…昔、祖神尊が諸々の神の処へ巡行した際に日暮れとなり宿を請うた時、新嘗祭で断ったため駿河国の福慈岳は絶えず雪が降り登ることができず、宴席を設け敬い拝ったため筑波岳は人々が往来し集まって歌舞飲食することが今でも絶えない。なお、『万葉集』中で一番多く詠まれている山は筑波山である。
- ④嬬歌…筑波岳はけわしく高く雲より秀で、西峰は雄神とって登らせないものの、東峰は近くに泉が流れて冬も夏も絶えない。関東諸国の男女が、春の開花時、秋の紅葉時、一緒に山で会食する飲食物を持参し、乗馬や徒歩で登り、遊び楽しんでいる。
- ⑤地理関係…郡の西十里に騰波の江があり、そこから東が筑波郡で、南は毛野河、西と北はともに新治郡、良（北東）方向は白壁郡である。

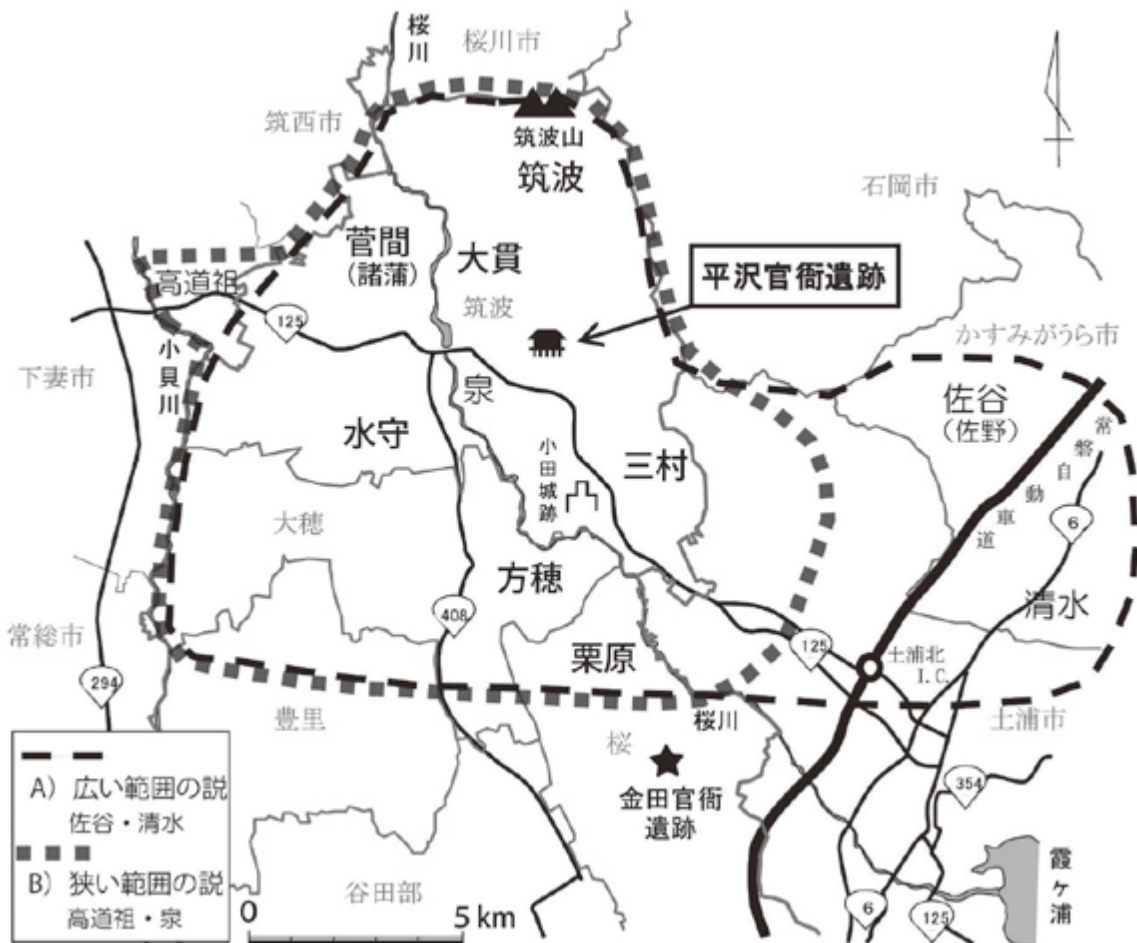
他郡に比べて地理的な記事が残っておらず、筑波山をのぞくと筑波郡内の地名や状況は、語られていない。

筑波郡の範囲は、上述の『常陸国風土記』の記載から、自然地形となる北と西は筑波山と鬼怒川か小貝川が境界と理解でき、両者は平沢官衙遺跡が所在する現在のつくば市の北と西の境界にほぼ一致すると思われる一方、郡が境界となる東と南は



明瞭でない。全国の郡域史料となっている『和名類聚抄』には、筑波郡に筑波、大貫、水守、三村、栗原、諸蒲（渚蒲）、清水、佐野、方穂の9郷の名が記載されている。論拠の詳細は省くが、筑波郡の範囲についてはおおむね次の2説にまとめられる。

- A) 小貝川東の下妻市東端及びつくば市北半（旧筑波・大穂町全域、旧桜村の北端）から、筑波山地を北縁として土浦市西北部（旧新治村から東）、かすみがうら市西部（旧千代田町）までを含む広い範囲の説（第18図）
- B) 旧新治村を除く土浦市北部や旧千代田町東部は茨城郡に含まれるという狭い範囲の説。



第18図 筑波郡範囲想定図

また、筑波郡の条ではないが、『常陸国風土記』の中の建評記事も、地方行政制度の初期における国造ら地方豪族の動向を知る資料として重要である。その内容は、国造が香島評や信太評の設置や多珂評・岩城評の分立を申請し、認められたとする記事で、地方制度の大きな変革期にあっても、国造らの伝統的な地方豪族が、前代に引き続き施政の担い手になっていったことを示している。平沢官衙遺跡の周辺は、前代の主要古墳と郡衙跡とが近距離に所在し、古墳の被葬者と郡司層との関係を示すと考えられる材料もあるため、建評記事の内容が検証できる事例となりうる。

その他、『常陸国風土記』の記載ではないが、郡司層の人名関係では、東大寺正

倉院に保管されていた筑波郡から貢納された調・庸布に残る墨書のなかに天平宝字2年（758年）の年号と郡司（副擬少？領）丈部直佐弥万呂の名や同7年（763年）の年号と郡司（擬主帳）中臣部広敷の名が見られる。さらに、孝謙天皇の信任が厚く、竹波命婦とも呼ばれたらしいことが平城宮跡出土の木簡から知られる壬生宿禰小家主（女）は筑波郡司の娘で、当初采女として宮中に仕え、その中でも一等高い掌膳になる。一方で、神護景雲2年（768年）には律令国造の職も賜っている。

#### 4 平沢官衙遺跡の発掘調査の成果

発掘調査は、調査内容から大きく3つに分けており、昭和50年（1975年）に開始された史跡指定前の県営住宅団地建設に伴う茨城県による第1期調査、史跡指定後の復元整備事業に伴う第2期調査、個人住宅建築に伴う第3期調査が実施されている（第19・26図）。第1期調査については、調査場所が第2期調査と重複するため第2期調査と合わせて記述する。なお、第2・3期調査の調査主体はつくば市であり、すべての出土遺物及び調査記録は、つくば市教育委員会で保管している。

隣接地も含めてこれまでに3期・8次にわたる発掘調査が実施されてきたが、いずれもほぼ郡衙正倉院内での確認調査であり、郡庁その他の要素を考える資料を得るような調査は行われていない。また、本史跡整備後、全国的にかなり明らかになりつつある関連遺跡に関する知見や新発見となる調査も本史跡周辺では無いため、不明の域を出ていない。

調査成果については、史跡内で実施した整備に伴う発掘調査と、史跡地周辺で実施した確認調査に分けて記述する。

##### （1）史跡内整備に伴う発掘調査

##### ○第1期及び第2期第1次調査

##### ① 遺構と遺物の概要



調査状況全体空中写真



掘立柱建物跡確認状況



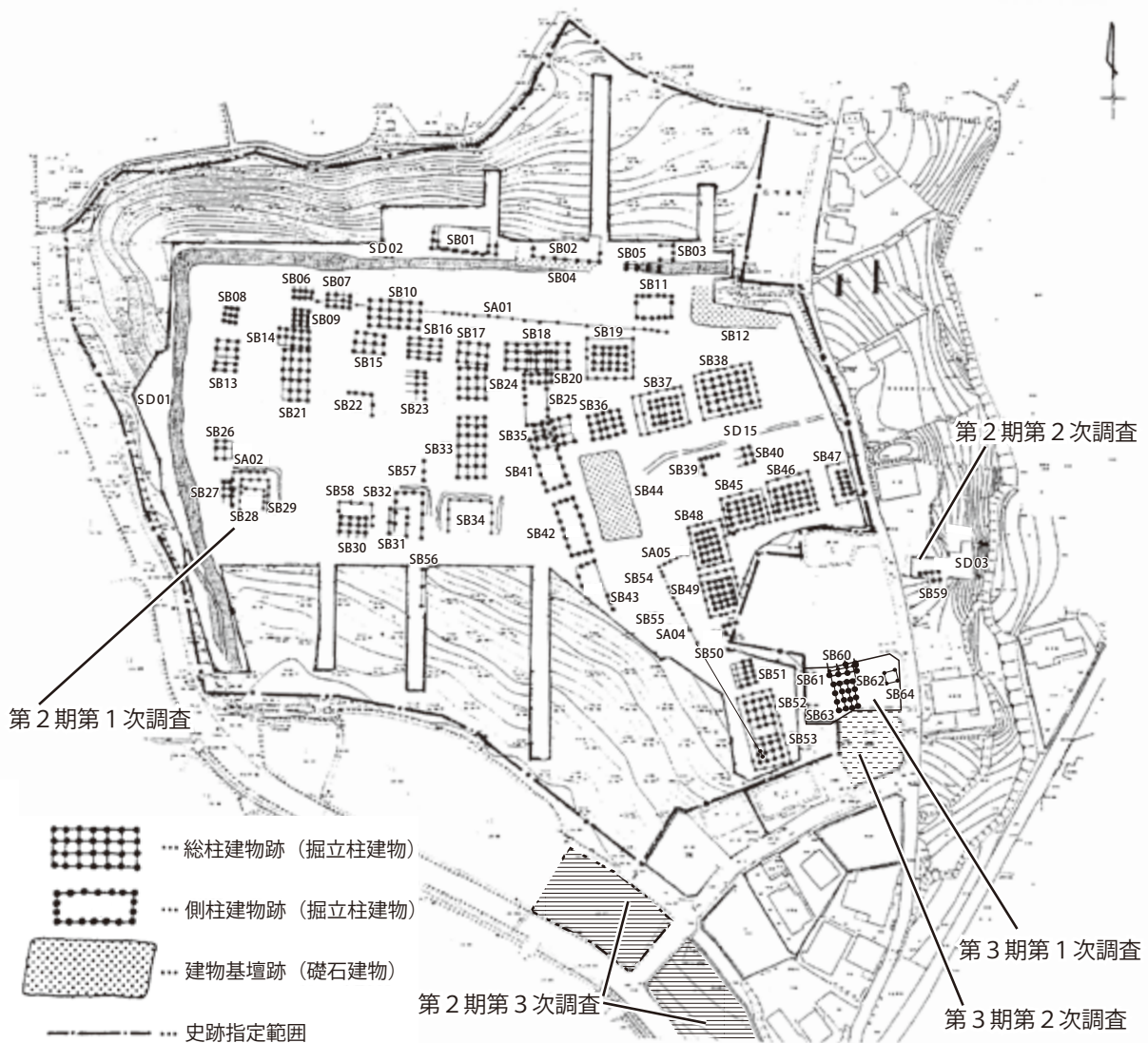
出土土師器・須恵器



出土タブラ材・瓦



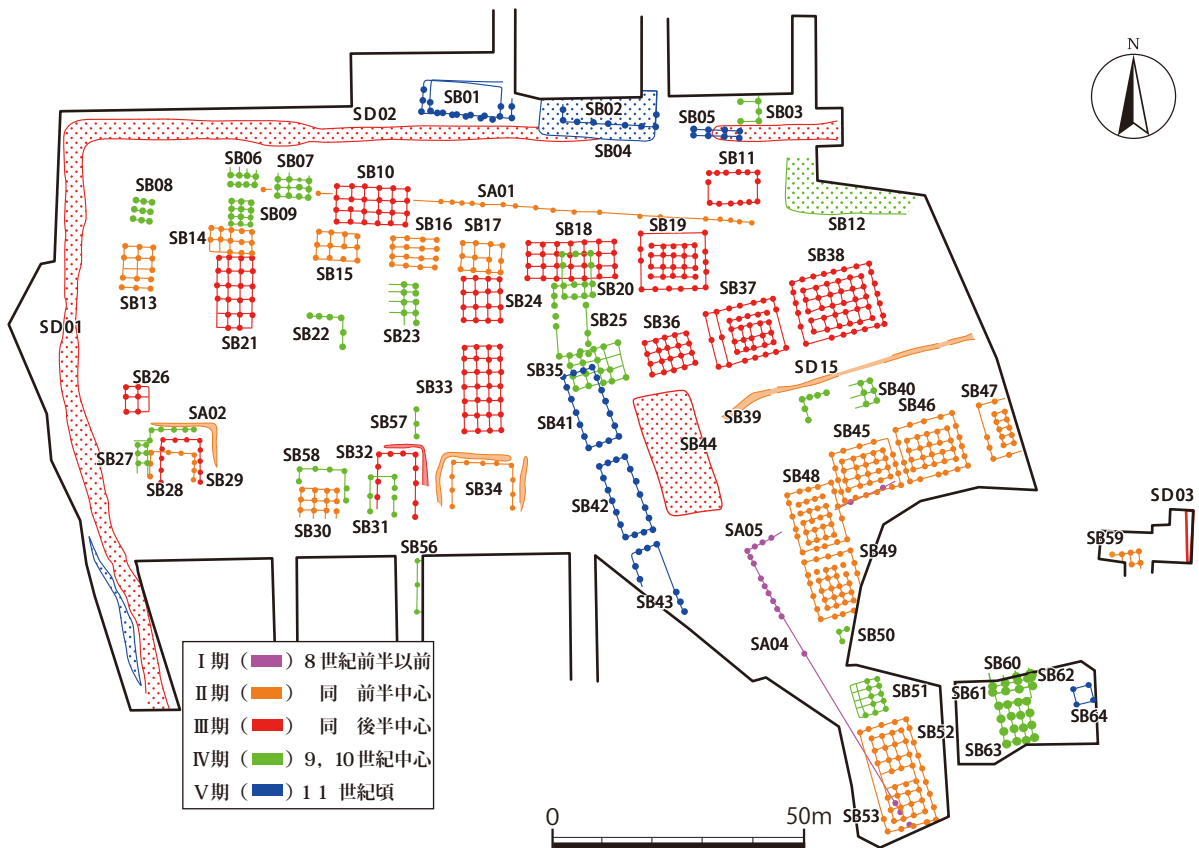
出土炭化米



第19図 遺構確認状況模式図(1:2,000)

遺跡の中央平坦面を中心に、東西210m、南北150mの範囲内で柵列跡(以下、SAと略記)5列、建物跡(同SB)59棟(特徴は次項で記述)、大・中・小の溝跡各1条(同SD、建物を囲むものや近世以降と思われる攪乱溝は除く)、竪穴住居跡(同SI)25軒、小穴無数等を確認した(第19・20図)。





第20図 遺構確認状況変遷模式図(1:1,500)

柵列跡は北部と南東部で確認した。これらのうち北部のSA01はSB07・10より、南部のSA04はSB53より、同SA05はSB45～48よりそれぞれ古い。

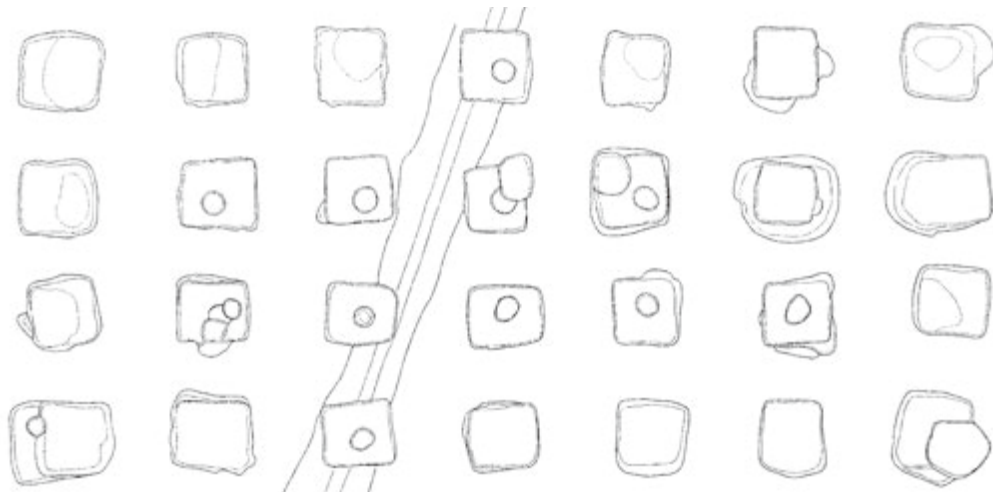
大溝跡は西溝(SD01)110m、北溝(SD02)150mほどを確認したが、両者ともそれぞれ東と南へさらに延びており、全体的に(古い)覆土を掘り直して小規模な溝にしていることが確認できた。断面形は古溝がほぼ逆台形で新溝はレンズ状を呈し、規模は古溝が上幅4m、下幅1.8m、深さ1.2mで新溝は1～0.5m小さい。確認された建物の大部分が大溝跡内に配置されているが、北側のSB01～05はこの溝の上に建っている。なお、台地東端で確認した段差が東法面を削平された大溝かと想定でき(SD03)(第2期第2次調査)、その場合はSD01との間隔は約210mとなる。南溝は確認していない。

小溝跡は南区建物群のSB37・38とSB45～47の間で、両者と同方向に走るSD15を確認している。

竪穴住居跡は古墳時代後期のものが主で、掘立柱建物跡に壊されているものがある。

出土遺物は、遺構覆土・埋土をほとんど掘下げなかったため、少量の土師器、須恵器、瓦、硯、陶磁器、炭化米(SB01・45柱掘りかた)、柱材(SB18同。タブ材。径40cm程)等となっている。

建物跡からの出土量は少なく、そのなかでは8世紀から9世紀前半にかけてのものが多。SB42からは11世紀代の土師器が出土している。大溝跡では、古溝で少なく、新溝(西溝南部)下層で11世紀前後と考えられる土師器が多く出土した。北新溝上層からは当地方で中世期にみられる小五輪塔の部材と思われる50cm程の石材が出土している。竪穴住居跡からの出土遺物は古墳時代のものが主で、一番新しいものには7世紀代の土師器が多い。



第 21 图 SB18 (2号建物 1 : 150)



第 22 图 SB19 (1号建物 1 : 150)



第 23 图 SB33 (3号建物 1 : 150)

## ② 建物跡（群）の特徴（第 24・25 図、第 3・4 表）

ここでは、後述する、復元整備事業中の平成 14 年（2002 年）に史跡東隣接地で実施した第 3 期第 1 次調査で確認した掘立柱建物跡 5 棟（第 29 図 SB60～64。側柱建物 2 棟、総柱建物 2 棟、不明 1 棟）を含めて述べる。

○構造分類：基礎構造別では掘立柱建物（柱穴（＝柱掘りかた）を掘ってそこに柱を立てる建物）跡 57 棟、礎石建物（基礎石の上に柱を立てる建物）跡 7 棟となり、平面構造別では側柱建物（建物範囲の外回りにだけ柱がある建物で、土間床か低い床と考えられる）19 棟、総柱建物（建物範囲の外回りの柱の相対する柱同士を結んだ交点にも柱がある建物で、高床と考えられる）36 棟、不明 9 棟となる。前者のうち南斜面に位置するものには雨落ち溝と想定される細い溝がまわっているものが多く、後者のうち SB19 から南のものには、身舎のまわりにも柱穴（建物外周柱穴列と呼ぶ）をもつものが多い。

○平面形式：側柱建物は半数以上が規模不明だが、その中で桁行 6 間、梁行 3 間（以下 6×3 間と記す）のものが 4 棟と多い。総柱建物は 4×3 間の 8 棟、3×3 間の 7 棟が群を抜き、以下 3×2 間の 4 棟、5×3 間 3 棟の順に多い。

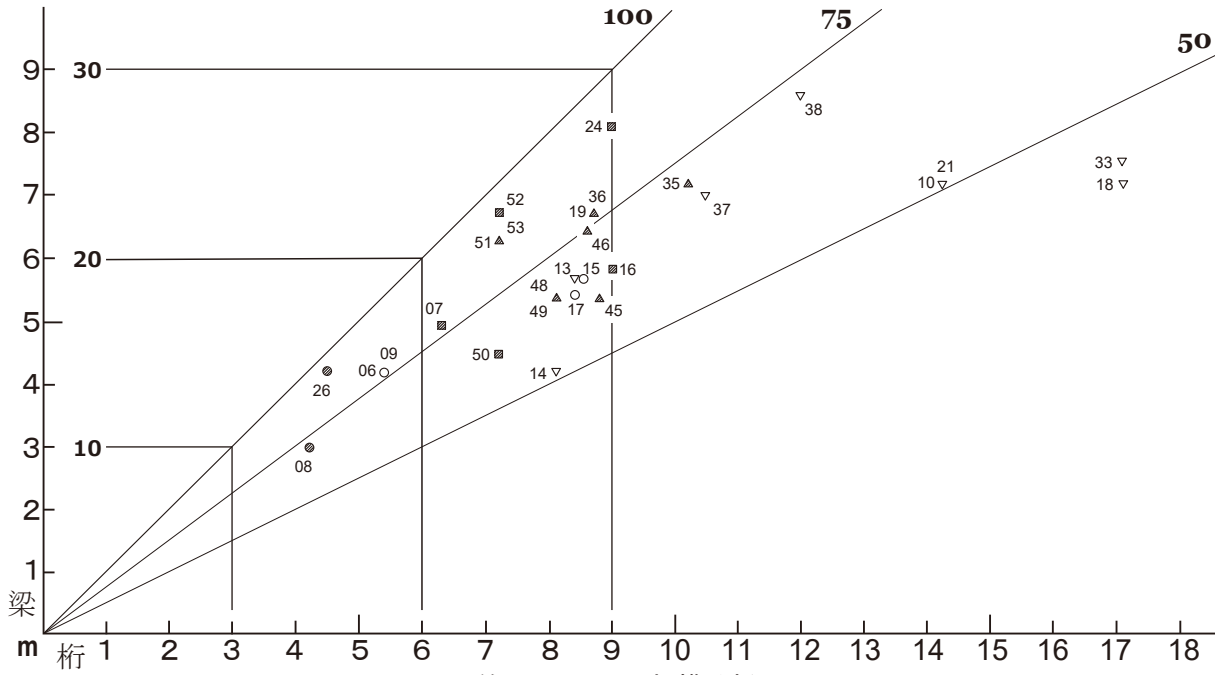
○建物面積：側柱建物は上述の 4 棟が 80～125 m<sup>2</sup>と大型で、規模の明確な遺構の中で最低の建物でも 60 m<sup>2</sup>ある。総柱建物は 10 m<sup>2</sup>毎に区分すると 40～50 m<sup>2</sup>の 9 棟、50～60 m<sup>2</sup>と 100 m<sup>2</sup>以上の 5 棟、30 m<sup>2</sup>未満の 4 棟が多く、最大は SB33 の 129.53 m<sup>2</sup>となっている。

○平面形態指数（＝梁行長÷桁行長×100）：側柱建物は 60 強と 40 前後に分かれる。総柱建物は最低が SB18 の 42、最高が SB52・53 の 94、平均は 72 で、指数 10 毎に区分すると 70～80 の 10 棟、60～70 の 9 棟に集中し、他は正方形に近い 90 以上が 4 棟、長大な長方形となる約 50 未満が 5 棟となっている。建物配置では長大な建物は西区に多い程度しか言えないが、指数 60～70 のうち 7 棟がⅡ期に、70～80 のうちの 6 棟と約 50 未満のうちの 4 棟がⅡ期に属し、時期別な傾向は認められる。

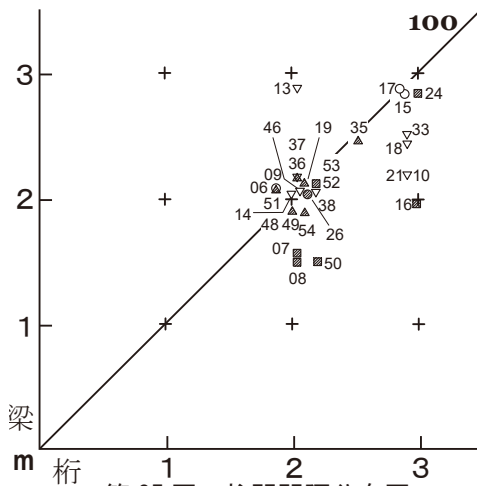
○柱間寸法：側柱建物は、2.0m（6.5 尺）前後、2.4～2.7m（8～9 尺）、3.0m（10 尺）前後以上にまとまるように見えるが、統一性は感じられない。総柱建物も 1.5～3.0m（5～10 尺）と比較的ばらつきがあるが、各柱間が等間隔だったりいわゆる完数尺になるものも多い。桁行・梁行柱間寸法のどちらか広い方（同じ建物も含む）だけで見ると、2.1m（7 尺）が 12 棟、2.4m（8 尺）が 5 棟、2.7m（9 尺）が 7 棟、3.0m（10 尺）が 2 棟等と、一般集落の倉庫よりも広めと指摘される官衙遺跡全般の傾向に合っている。両者のうち広い方は、桁行か両者同じもの（1 間四方の平面形が正方形）が多い中、梁行が広い建物も 6 棟ある。両者の差はおおむね 0.3m（1 尺）以内に収まり、それより広いものが 10 棟ある。

○柱間一間四方面積（掛け合わせて柱間一間四方の面積）：西区の SB13・15・17 の平面形式が 4×2 間・3×2 間なのに対して東区の SB45・48・49 は 4×3 間と、両者とも平面積が 40～50 m<sup>2</sup>、平面形態指数が 60～70 に収まる同規模・同形態の建物でありながら、高床を支える束柱の数は後者の方が多い。この点に着目し、一間四方の平面形を無視し単純に総柱建物の桁行・梁行総長をそれぞれ柱間数で割った柱間寸法の平均値同士を掛け合わせた面積を算出してみると、以下のような傾向が窺える。東区では北西隅の SB35 以外は 1.8m 四方以上 2.4m 四方未満で、中規模以上といえる建物のうち SB35・36 を除き外周柱穴列がめぐる。西区では 1.5m 四方以上 3.0m 四方未満と幅広いが、中規模以上





第 24 図 平面規模分析図



第 25 図 柱間間隔分布図

- ... 2×2 間
- ... 2×2 間
- ▲... 3×3 間
- ... 4×3 間
- ▽... その他

第 3 表 平面形態指数集計表

平面形態指数	Ⅱ期	Ⅲ期	その他	合計
40~50		18, 33		2
50~55	14	10, 21		3
55~60				0
60~65	17, 45		(50)	3
65~70	13, 15 16, 48 49	37		6
70~75		35, 38	08	3
75~80	46	(6), (7) 09, 19	36	6
80~90			51	1
90~100	52, 53	24, 26		4
合計	11	13	4	28

第 4 表 各種規模時期別集計表

柱間規模	Ⅱ期	Ⅲ期	その他	合計	建物面積	Ⅱ期	Ⅲ期	その他	合計	一間四方面積	Ⅱ期	Ⅲ期	その他	合計	柱負担面積	Ⅱ期	Ⅲ期	その他	合計
2×2間		26	08	2	10~34		26	08	2	3.0~3.5			08	1	1.0~1.5			08	1
3×2	15, 17	(6), 09		4	20~30		(6), 09		2	3.5~4.0	45, 48, 49	(6), (7), 09	(50), 51	8	1.5~2.0		(6), (7), 09		3
3×3	16, 52, 53	(7), 24	(50)	6	30~40	14	(7)	(50)	3	4.0~4.5	14			1	2.0~2.5	14, 45 48, 49	26	(50), 51	7
4×2	13, 14			2	40~50	13, 15 17, 45 48, 49 52, 53		51	9	4.5~5.0	46	19, 26, 36, 37		5	2.5~3.0	46	19, 36, 37		4
4×3	45, 46 48, 49	19, 36	35, 51	8	50~60	16, 46	19, 36		4	5.0~5.5	52, 53	38		3	3.0~3.5	13, 16 52, 53	38		5
5×3		10, 21, 37		3	70~80		24, 37	35	3	5.5~6.0	13, 16			2	3.5~4.0	17		35	2
5×4		38		1	100~110		10, 21, 38		3	6.5~7.0		10, 18, 21		3	4.0~4.5	15	10, 18, 21		4
6×3		18, 33		2	120~130		18, 33		2	7.0~7.5		33		1	4.5~4.6		24, 33		2
合計	11	13	4	28	合計	11	13	4	28	合計	11	13	4	28	合計	11	13	4	28

の建物では、外周柱穴列がめぐる SB19 のみ 2.1m 四方以上 2.4m 四方未満で、残りは 2.4m 四方以上 3m 四方未満に限定されている（外周柱穴列をもつ建物に限れば、SB19 以外は全て東区にある）。全体的に柱間が東区より西区のほうが広めといえる。

○同規模建物：平面形式・柱間寸法・面積が一致する建物は、SB10 と 21、SB19 と 36、SB48 と 49、SB52 と 53 の 8 棟で、どれも近接する 2 棟の掘立柱建物同士となっている（隣接する SB52 と 53 では建物外周柱穴列が 2 棟を囲んでおり双倉と想定）。その中で、SB19 と 36 は西区と東区と所在位置が分かれるのみならず、SB19 は西区総柱建物群の中で唯一建物外周柱穴列をもつ一方で、SB36 は東区総柱建物群で数少ない同柱穴列をもたない建物という特徴も見いだせる。

○建物方位：建物の桁・梁どちらかの方位が磁北に対し、ほぼ一致する一群（西区）と西へ 15 度前後振れる一群（東区）に大別され、各群中でも若干のずれがある。両群は遺跡の中央部で 1 棟ずつ重複するだけの対照的な位置関係を示している。また同じ西区建物群の中でも、SB13～17 など比較的中型の建物が北方の柵列 SA01 と、SB18・24・33 などの大型建物が北大溝（SD01）とそれぞれ方位をほぼ一致させており、東区の SB45～47 と北方の小溝 SD15 もほぼ同方位である。

○建物配置：側柱建物は中央付近に大型建物が 4 棟ほどある以外は、ほとんどが台地（縁辺）斜面に位置しており、中には大溝跡と重なり、その外に出るものもある。総柱建物は全て大溝跡内側の平坦面に位置している。配置状況を平面形式で見ると、4×3 間建物 8 棟のうち 7 棟が東区に、残り 1 棟（SB19）も東区に隣接する西区東端にあり、3×2 間・4×2 間建物は全て西区で、5×3 間以上の大規模建物は中央部に多い。面積で見ると、40 m<sup>2</sup>未満のものは大溝跡近くに、40～60 m<sup>2</sup>のものはその内側に、70 m<sup>2</sup>以上の建物は中央付近にというような傾向がある。

○遺構先後関係：遺構の重複はあまりなく、次に示すものくらいである（第 5 表 古一新。上下で並んでいても同時期ではない）。

第 5 表 遺構先後関係表

	〈西部〉	〈中央部〉	〈南西部〉	〈史跡南外〉
遺構先後関係	SA01—SB07・10 SB14—SB21	SD02—SB04—SB02 └───SB05 SB18───SB20 SB35—SB25┘ └───SB41	SA05—SB45～48 SA04—SB53	SB61—SB60┘ └SB62 SB63┘

○建物群構成：東区の SB36～38・44、西区の SB18・19・24・33、SB10・21、SB13～17 の 4 組の建物群の平面配置は、直列する建物群がそれぞれ北西角で直角に交わる「L」字型配置に、SB45～53・59 は「コ」字型配置（平成 14 年（2002 年）の第 3 期第 1 次調査地は、この配置内であり、「コ」字型内での追加もしくは「ヨ」字型配置と考えられる。なお、史跡外の状況で「ロ」字型になる可能性もある）になっている。さらにそれぞれの直角配置の中で、直列する各建物の内側の側柱列（例えば「L」字型配置の西側南北棟建物列の東端側柱列及び北側東西棟建物列の南端側柱列）が直線上に重なり、「L」・

「コ」字型配置の内側に広場的空間を形成している。

### ③遺跡の時代と性格

上述のように遺物出土量は少なく、全遺構の年代を明確にするのは困難だが、同一方位は同時期とし、出土遺物と遺構重複関係から前後関係や年代を想定し以下の5期分類が可能になった（第20図）。

I期は東区東南に柵列 SA04・05 が作られた時期で、重複関係から8世紀初頭以前と考えられる。他の遺構の有無は不明である。II期は中型建物を主に東区では SB45～49・52・53 などと区画施設の SD15 が、西区では SB13～17・28・30・34 などと同 SA01 が設けられた時期で、8世紀前半に位置付けられる。III期には建物が大規模化し、SB10・11・18・19・21・24・33（西区）や SB36～38・44（東区）などを建てるとともに、周囲に大溝（SD01等）をめぐらしている。時期は8世紀後半が考えられる。IV期はII・III期建物の中に中小規模の建物が作られる時期で、SB06～09・22・23・27・35（これのみ大規模）・50・51などが相当すると思われ、9～10世紀と想定される。V期は長大な側柱建物が、遺跡北部で東西方向に SB01～05、中央で南北方向に SB41～43などが建てられ、大溝も掘り直された時期で、11世紀頃に比定される。なお平成14年度に確認した建物跡は、SB61～63をIV期、SB64をV期としておく。5期のうち郡衙正倉院として機能したのはII～IV期で、継続しながら変遷したと考えられる。

平沢官衙遺跡では、一部ながら炭化米の出土例を含む、高床倉庫と想定される総柱建物が中央広場を囲んで規則正しく並び、周囲を大溝が囲むということが最初の調査時から判明しており、周辺の遺跡分布もふまえて、古代律令制下の筑波郡衙正倉院と考えられた。以後の調査では総柱建物が増加するとともに、新たに、事務的用途に使われたとされる側柱建物が多く発見された。正倉院域内に配置される場合（正税帳において）、「倉」（総柱建物）と対比される「屋」という倉庫になるとも想定され、郡衙正倉の平均的なあり方と若干異なる傾向にあるが、これだけ多数の倉庫が中央広場をもちながら整然と並ぶ様は、正税帳に描かれる郡衙正倉院の姿を彷彿とさせる。「屋」が多い以外にも、他の遺跡と比べると柱掘りかたや建物に大規模なものが多い、方位が異なる建物群が同時期に併存していたというような個性が平沢官衙遺跡には浮かび上がってくる。

## （2）史跡地周辺での確認調査

### ○史跡南側（第2期第3次調査）

史跡南側では、平成13年（2001年）度に、駐車場及び管理棟建設に伴う範囲確認の試掘調査を実施した（第26～28図）。道路を挟み東西に分かれており、西側では、溝5条、土坑6基、不明遺構5基、東側では溝4条、土坑3基、不明遺構3基を確認し、瓦、須恵器、土師器を主体に多くの遺物が出土した。

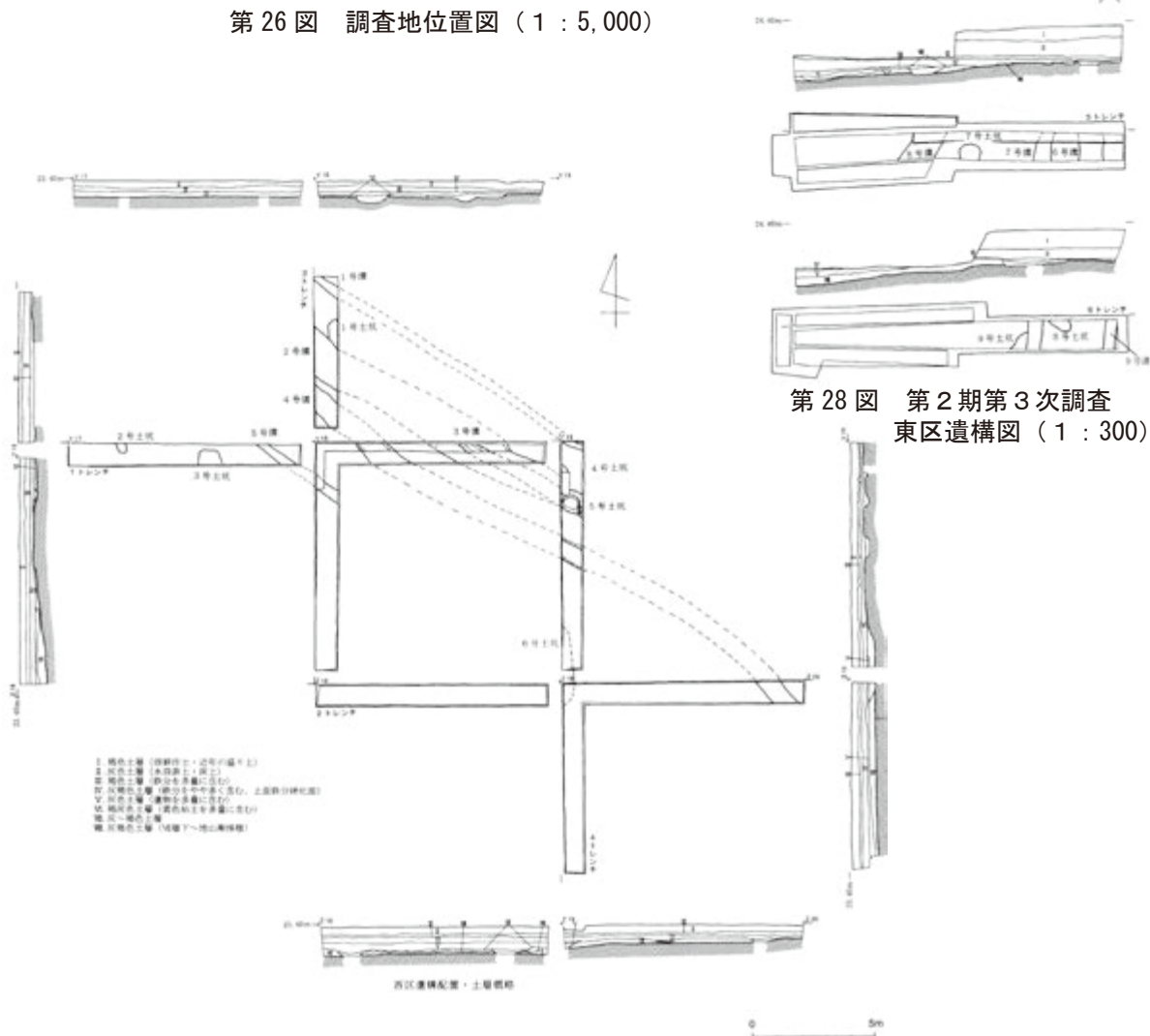
表土から地山までの間に大きく分けて8層を確認した。III層には中世の遺物も含み、IV層上面には、古代の須恵器・土師器・平瓦が多く出土し、上面が硬化していることから整地層と考えられている。V層には、古墳時代後期の土師器、古代の須恵器・平瓦・丸瓦などが最も多く出土した。

溝は、調査区北側の地形に沿った形で確認されたが、いずれも浅く削平されており、





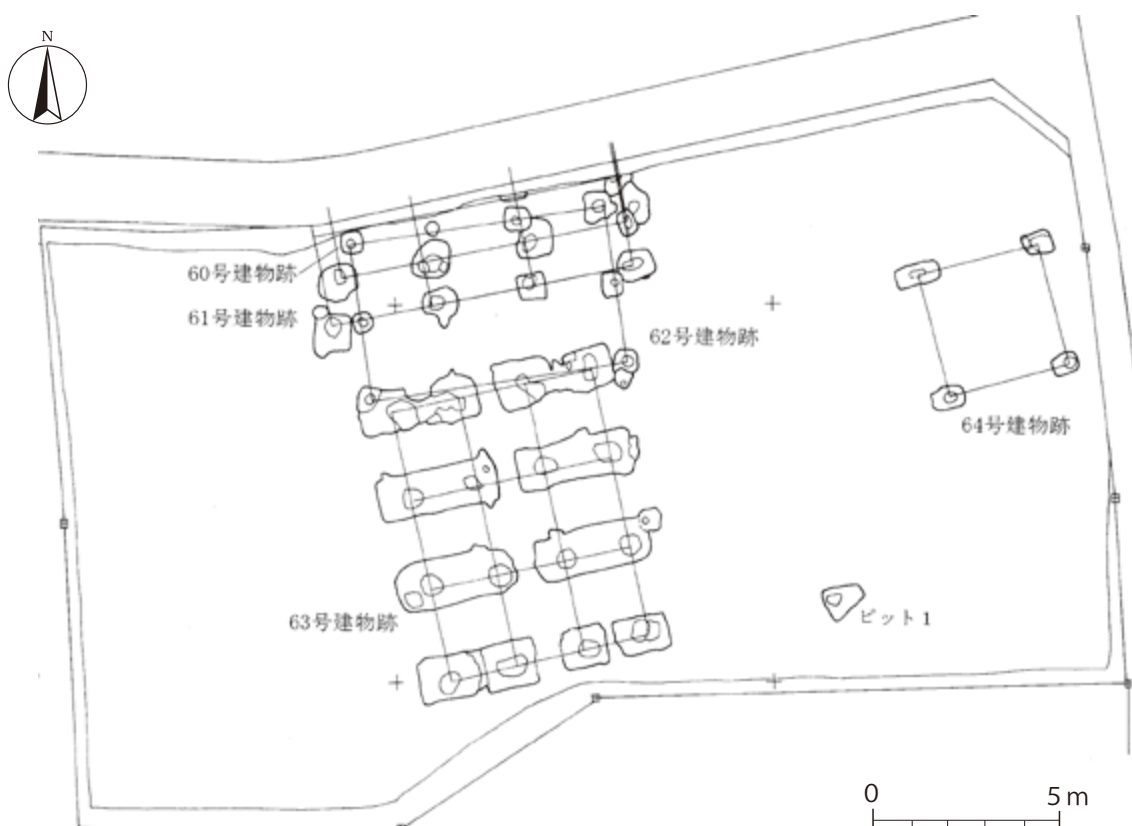
第26図 調査地位置図 (1 : 5,000)



第27図 第2期第3次調査 西区遺構図 (1 : 300)

明確に郡衙の区画施設としては確認できなかった。しかし、調査区全体から瓦が比較的多く出土しており、台地上からの流入と考えられている。

○史跡東側（第2期第2次調査、第3期第1・2次調査）



第29図 第3期第1次調査図面（1：200）

史跡整備に伴い1か所、個人住宅建設等に伴い2か所確認調査を行っている。個人住宅建設に伴う平成14年（2002年）度の調査では、掘立柱建物跡5棟（60～64号建物跡。全容が判明するのは2棟）を確認し、土師器・瓦・弥生土器片が少量出土した（第26・29図）。

概要は、(a)史跡内整備に伴う発掘調査の②建物跡（群）の特徴でも述べているが、建物跡の平面構造・形式は、側柱建物2棟（全容判明は1×1間の1棟）、総柱建物2棟（全容判明は3×3間の南北棟1棟）、不明1棟で、調査区中央の4棟は重複していた。全ての建物で桁・梁どちらかの方位が磁北に対し西へ11度程振れている。東区建物群よりは若干磁北に近いとずれがあるため、出土物からの判断ではないもののⅡ・Ⅲ期建物の中に中小規模の建物が作られる、SB61～63をⅣ期、SB64をⅤ期に相当すると考えられる。

上記調査地の南隣接地を、平成29年（2017年）度に調査した。表土及び現代の盛土層が調査地北側で16～62cm、中央から南で77～89cmと厚く確認されたことから、近年大幅に削平された後に盛土がなされたと考えられる。

## 第3章 史跡平沢官衙遺跡の本質的価値

### 第1節 史跡等の本質的価値の明示

史跡が持つ本質的価値については、史跡指定時の知見を基準として整理される場合が多い。しかし、本史跡では、昭和55年（1980年）の指定後、平成5・6年（1993・94年）度を実施した確認調査の知見が、既に平成14年（2002年）度に完了した復元整備事業に反映されており、歴史ひろばとしての開園からも長い年月が経っている。したがって、本計画では復元整備事業に際して平成9年（1997年）に策定した「国史跡平沢官衙遺跡復元整備基本計画書」において整理されてきた価値を基にして「本質的価値」を、以下の7点にまとめて明示する。

#### 1 地域の政治・経済・文化の中心である古代郡衙の正倉院跡に比定できる

- ・大溝に囲われた総柱建物跡35棟以上が規則的に並ぶ遺構の状況や、奈良・平安時代の瓦、土器、炭化米等の出土遺物から、古代筑波郡衙正倉院跡である可能性が非常に高い。
- ・古代郡衙は地域の政治・経済・文化の中心地であり、その遺跡が持つ情報は古代地方史を検討する上で第一級の価値を持つ。
- ・古代郡衙の数は限られており、所在地が不明なものも多いため、遺跡としての調査事例が希少である。

#### 2 郡衙正倉院の実態と変遷が分かりやすい

- ・史跡内の台地平坦部を全面的に調査したことにより、郡衙正倉院跡の遺構配置のほぼ全容が判明し、時期毎の変遷も分かった。
- ・8世紀前半のⅡ期建物跡群は史跡の南東や北西側に、8世紀後半のⅢ期建物跡群はそれらのそれぞれ内側に配置され、建物跡群が囲む広場を持ちながら、史跡内で台地端に近い部分から中央に場所を替え変遷していることが分かる。
- ・長期間にわたる遺構配置の変化から、機能の拡充や衰退、停止等が検討できる郡衙正倉院跡は極めて限られている。

#### 3 「筑波」という土地が持つ固有の歴史的価値がある

- ・『万葉集』に25首が詠まれた霊峰筑波山が所在する「筑波」の地は全国的に著名であり、特に中世までの多くの事件に関わる場所であったことから、その中心地である筑波郡衙跡がもつ歴史的価値は高いといえる。
- ・風土記は全国でわずか5か国分しか残っておらず、『常陸国風土記』の記事と対比して検討できることは、筑波郡衙跡の大きな特長である。
- ・常陸国内11郡の中で郡衙遺跡が確認されているのは5郡（筑波・河内・新治・香島・那賀）のみである。



#### 4 国造の本拠地に郡衙が設置されたことがわかる

- ・平沢官衙遺跡を見下ろす北側の小丘陵斜面と西の台地上に所在している平沢古墳群と北条中台古墳群では、筑波国造が治めた「筑波国」において最大級の横穴式石室を持つ古墳3基が、6世紀後葉から7世紀中葉頃まで築造されており、筑波国造に関係していると考えられている。
- ・平沢古墳群と北条中台古墳群が所在する平沢・北条周辺は、古墳時代終末期における地域最有力豪族の本拠地であったといえ、平沢官衙遺跡は前代からの連続性を示す本拠地型郡衙遺跡の典型例といえる。

#### 5 郡衙とその周辺寺院との関係性を知ることができる

- ・平沢官衙遺跡の西の台地上には古代の瓦片の散布が多くみられ、台地西端には石造露盤も所在することから、平沢官衙遺跡と同時期の寺院跡の存在が推測され、郡衙周辺に宗教施設が設けられることが多いという事例の一つである。

#### 6 古代から中世への移行期における拠点の変遷を知ることができる

- ・奈良・平安時代の筑波郡の中心であった郡衙が衰退する頃（平沢官衙遺跡第IV期：9、10世紀中心）、天慶3年（940年）の平将門の乱を治めた平貞盛の弟、平繁盛の一族である常陸平氏（多気氏）により、筑波南麓の拠点は水守や北条地区へ移る。
- ・多気氏の拠点となる館跡は確認されていないが、その信仰の対象であったのが北条地区にあった日向廃寺跡であり、筑波山南麓地域での拠点の変遷が追える貴重な事例である。

#### 7 自然景観がよく残り、古代の様子を色濃く伝える

- ・平沢官衙遺跡は、筑波山や平沢の山々を背景として、水田に囲まれた独立した台地上に位置する。
- ・南側からの景観は、自然が破壊されておらず、眺望を妨げる建築物もないことに加え、郡衙正倉院等の公的な倉は高燥の地に置けという律令の規定に合致していて、古代の景観を伝え貴重である。

## 第2節 新たな価値評価の視点の明示

---

平成9年（1997年）に策定した「国史跡平沢官衙遺跡復元整備基本計画書」において整理されていない、その後に判明した知見による価値の深化や追加を「新たな価値評価」として、以下の3点にまとめる。

#### 1 郡衙正倉院が独立した台地全体に及び、郡衙関連施設は周辺に配置された

- ・本質的な価値の2と関連して、史跡指定外の東側で民間事業に伴う数件の調査があり、溝跡の確認により区画の範囲が東西では210m程になると推測されたことや、

高床倉庫と思われる総柱建物跡が検出されたことから、正倉院が独立した台地全体に及ぶことが明らかとなった。

- ・一方で、史跡と同一台地上に郡庁等の郡衙を構成する施設は所在しておらず、周辺の台地上に配置されていた可能性が高くなった。

## 2 国造から郡司への系譜の連続性を推測することができる

- ・本質的な価値の4と関連して、平沢古墳群3号墳から、8世紀初め頃の火葬墓として使用された須恵器の壺等が出土した。当時の火葬の風習は上流官人層までしか広がっておらず、筑波郡司と関わる可能性が高い。
- ・火葬墓を筑波郡司層に関わるものと考えた場合、埋葬の地として先祖の墓を意識したことが分かり、国造以来の豪族の系譜の連続性が推測できる例として重要である。

## 3 「大地の公園」ジオパークの舞台として、人の歴史と自然とのつながりを知る場となった

- ・平成28年（2016年）の筑波山地域ジオパーク（つくば市、石岡市、笠間市、桜川市、土浦市、かすみがうら市）の日本ジオパーク認定に際して、平沢官衙遺跡はジオパークの見どころの一つとして位置付けられた。
- ・平沢官衙遺跡の周囲を囲む、筑波山及びそこに連なる山々（筑波山塊と呼ばれる）は、斑れい岩・花こう岩でできた筑波山、花こう岩でできた城山、変成岩でできた宝篋山があり、独特の景観をなしている。
- ・平沢官衙遺跡では、礎石にそれらすべてを使っており、地元の石材をうまく利用した例として貴重なみどころともなっている。

## 第3節 構成要素の特定

---

平沢官衙遺跡の①本質的価値を構成する諸要素は、郡衙正倉院としての史跡を象徴する規則的に並ぶ建物跡とその建物跡を囲む大溝跡である。②本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素は、立体復元したⅢ期の建物跡である土倉・校倉・板倉の3棟とⅡ・Ⅲ期の遺構表示などと、史跡内に整備した便益施設等となる。また、③指定地の周辺地域を構成する諸要素は、周辺の関連遺跡や関連施設ということになる。これらは別添表に整理して示す。

第6表 史跡平沢官衙遺跡の構成要素表

① 本質的価値を構成する諸要素（史跡指定地内）

分類		構成要素
構成要素	発掘調査により得られたもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「コ」の字形や「L」の字形に規則的に配置されたⅡ・Ⅲ期の建物跡、建物跡を囲む大溝跡</li> <li>・瓦・土器などの奈良・平安時代の出土遺物</li> <li>・成立期であるⅠ期の柵列跡</li> <li>・衰退期であるⅣ期の小規模建物跡</li> <li>・地元石材で造られた礎石材</li> </ul>
	地形など	<ul style="list-style-type: none"> <li>・独立した台地地形</li> <li>・筑波山や背後の山々の景観</li> </ul>

② 本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素（史跡指定地内）

分類		構成要素
構成要素	発掘調査により得られたもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・古墳時代以前の竪穴住居跡</li> <li>・一列に並ぶⅤ期の建物跡</li> </ul>
	復元した遺構	<ul style="list-style-type: none"> <li>・立体復元建物（土倉、校倉、板倉）</li> <li>・Ⅱ・Ⅲ期の柱位置表示</li> <li>・大溝跡の復元遺構</li> </ul>
	整備した便益施設	説明板、園路、鉄柵、樹木、照明柱、史跡標柱、避雷針、暗渠排水、水飲み、ベンチ

③ 指定地の周辺地域を構成する諸要素（史跡指定地外関係地）

分類		構成要素
構成要素	整備した便益施設	案内所、駐車場、説明板、園路、照明柱、水飲み、ベンチ、史跡案内板
	周辺の関連遺跡など	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平沢古墳群（1号墳、2号墳）</li> <li>・平沢古墳群3号墳、出土火葬骨壺</li> <li>・北条中台古墳群（1号墳）</li> <li>・北条中台古墳群、その出土遺物</li> <li>・北条中台遺跡、その出土遺物</li> <li>・日向廃寺跡、その出土遺物</li> <li>・北条中台廃寺、その出土遺物</li> <li>・石造露盤</li> </ul>
	関連施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・つくば市出土文化財管理センター</li> <li>・市民研修センター</li> <li>・筑波総合体育館（大池公園）</li> <li>・平沢駐車場</li> </ul>

※構成要素の位置は下図を参照

- 第11図 周辺の関連遺跡、関連施設
- 第19図 発掘調査により得られたもの
- 第30図 復元した遺構、整備した便益施設



## 第4章 現状と課題

史跡平沢官衙遺跡は、県営住宅団地の建設に伴い発見された遺跡で、その計画地の範囲を史跡指定して公有化したことにより、史跡指定地はほぼ市有地となっている。そのためこの章では、史跡指定地内と、史跡指定地外の埋蔵文化財包蔵地及び周辺の関連遺跡や文化財に分けて、保存管理、活用、整備、運営・体制の現状と課題を整理する。

### 第1節 保存管理

---

#### 1 現状

##### (1) 史跡指定地内

保存管理については、史跡の全てが復元整備地内であるため現状変更などの問題は生じておらず、市による施設修繕やイベントでの仮設舞台の設置など以外では、現状変更は実施していない。また調査研究については、史跡を全面的に発掘調査し復元整備したため、史跡内での発掘調査等は当面は不要で行われていないことから、新しい要素の発見はなく、特に進んでいないのが現状である。

整備した平沢官衙遺跡歴史ひろばは、つくば市文化財展示施設条例（平成9年3月25日、条例第27号）及び同施行規則（平成15年3月31日、教委規則第3号）に基づいて管理している。歴史ひろばの専門的な案内・説明を市文化財専門員が行い、それ以外の日常の案内・受付・清掃及び機械警備・草刈りなどの植栽維持管理・案内所床のワックス清掃は委託して行っている。以下に歴史ひろばの概要を示す（第30図）。

1) 史跡公園部 … 史跡範囲内の歴史公園化した部分。外周は中木植栽・宅地及び段差で画され、東西南北4か所に出入口を設置。

①歴史的建造物等復元ゾーン … 3棟の高式倉庫を実物大に復元した空間で、鉄柵で囲っている。柵内は開園時間内（管理員の勤務日・時間）出入自由。復元建物への出入は原則として不可。復元建物の屋根は、3棟とも老朽化が目立つ。

②遺構復元広場 … 特に区画なし。年中、出入自由。

・20棟分の倉庫は柱位置を表示、区画大溝は立体復元。各遺構に説明板付設。柱表示は木材が腐朽し竹材で代用している。

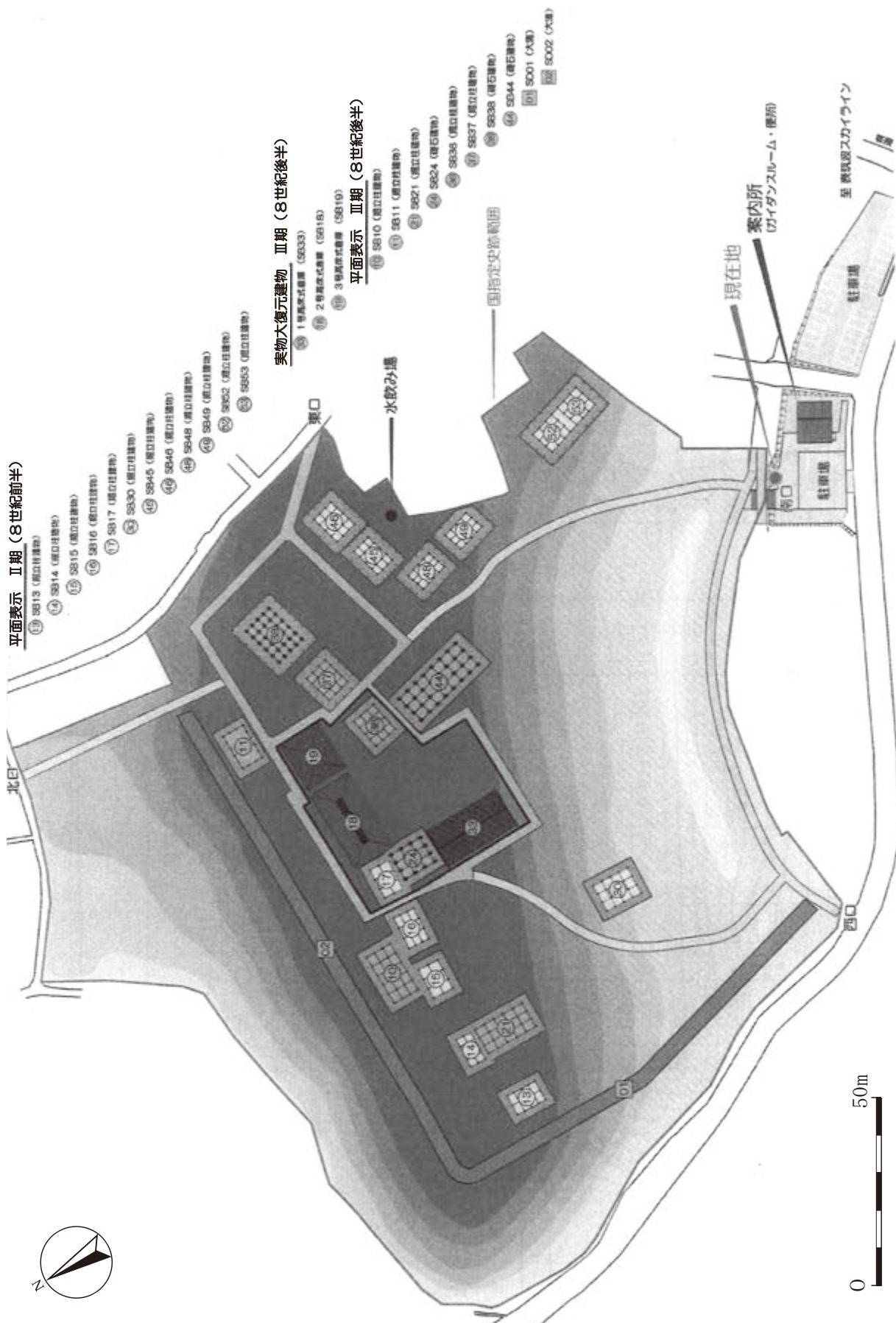
・（散策用）芝生広場、園路、水飲み場、ベンチ、低高木植栽など。

2) 案内所 … 史跡南東外に位置し敷地は市道で東西に分かれる。借地。

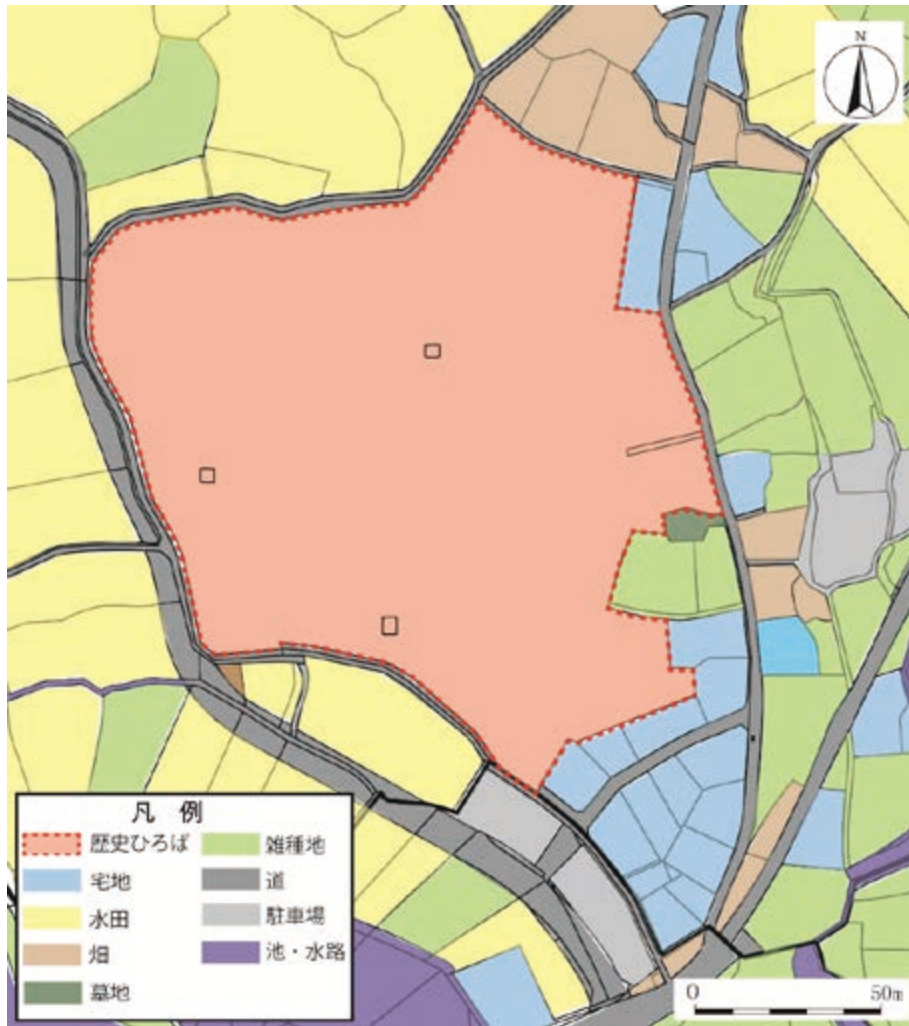
①案内棟部 … 西側敷地東半に位置する。開館日に管理員が常駐する管理室、史跡の説明（展示とビデオ放映など）を行うガイダンスコーナー、及び男・女・多目的の手洗所からなる。開館時間内（管理員の勤務日・時間）出入自由。想定を上回る来園者数が原因の給水量不足などの不備が多発している。

②駐車場部 … 西側敷地西半（身体障害者用2台分、一般車用6台分）及び東側敷地（一般車用27台分。バス等はこちらに駐車）に分かれる。出入り自由。

##### (2) 史跡指定地外関係地



第30図 平沢官衙遺跡整備状況図



第 31 図 土地利用図

史跡の隣接地は東の北半・北・西・南側は道路・水路で、道路等の外側は宅地・水田・畑地・雑種地などが広がっている（第 31 図）。東隣接地部分は、台地上縁辺部までが埋蔵文化財包蔵地となっており、台地上南東端の一部は宅地として造成されている。史跡指定後に個人住宅建築に伴い 2 件の確認調査を実施し、1 件は盛土保存（第 3 期第 1 次調査）、1 件は遺構面が深かったことから、地下保存となっている（第 3 期第 2 次調査）。

その他の指定地の周辺地域を構成する諸要素についても、北条中台古墳群 1 号墳が市所有地、日向廃寺跡（市指定史跡）の復元整備地を市が借地している以外は、全て民有地である。また、平沢古墳群 3 号墳については、石室の側壁が倒れたことにより、平成 19 年（2007 年）に一部を発掘調査したうえで所有者が修理している。

前述したように、8 世紀初め頃の火葬墓の追葬を明らかにした同 3 号墳の学術調査成果は特筆すべきものの、それ以外はこれらの地域においても調査件数が少なく、それも小規模なため、あまり研究が進んでいないのが現状である。

## 2 課題

### (1) 史跡指定地内



保存管理について、遺構面の保護層として地下遺構は建物復元ゾーンでは100～120cmの表土層と盛土層が、台地裾部では厚い表土層があり、それを芝で被覆していることから、遺構面の露出などの問題は生じていないが、今後とも継続的な状況の観察は必要となる。また、現状で触れた施設の老朽化により、復元建物の安全性や維持管理が困難になっていることは問題であるが、この点については整備の節で述べる。その他整備地内の土地について、指定地内に残る財務省の国有地への対応も必要となる。

## (2) 史跡指定地外関係地

史跡の東隣接地部分は市街化区域で、今後も個人住宅等の建築要望がありえるため、遺存状況の確認調査と保存措置の対応が必要である。また、その他の指定地の周辺地域を構成する要素については、市街化調整区域が多いことから開発等は少ないものの、その可能性は含んでおり、その際に確認調査による状況の把握が必要となる。また、郡庁など正倉以外の施設は未確認であり、郡衙関連施設の広がりも把握できていないため、研究や保存を目的とした確認調査も必要である。

## 第2節 活用

### 1 現状

#### (1) 史跡指定地内

##### 1) 見学者

平沢官衙遺跡は、様々な考証を重ねた高床倉庫建物3棟を、全国的にも数少ない一つの空間に立体復元したことにより、映像や模型ではわからない実物の存在感を体験できる場所となっている。また、小学生の社会科（歴史）見学で、市内や近隣市町村からも訪れており、復元した巨大な高床倉庫は、古代の中央集権国家の権力を示すものとして、教科書だけでは学ぶことができない多くの素材を提供する貴重な場所となっている。

史跡の見学者は、およそ毎年5万人前後で、開園以来増加してきたが、ここ数年は頭打ちの状況である。説明対応を行った団体数は第7表のとおりである。小中学校の見学については、市内に文化財展示施設などが5館あることや、市所有バスの台数が限られるため、市内全ての小中学校（45校）が見学できる状況にはなっていない。見学者への説明対応については、簡単なものは管理員が、専門的な説明対応は依頼を受けて市文化財専門員が、それぞれ行っている。また、平沢官衙遺跡は社会科副読本で取り上げられ

第7表 説明依頼団体数

	令和元年 (2019年)	平成30年 (2018年)	平成29年 (2017年)	平成28年 (2016年)	備考
学校（団体数）	5	7	10	8	
社会人（団体数）	8	7	12	5	
合計（団体数）	13	14	22	13	
全体（人数）	661	739	1,069	578	

ているものの、さらに学校教育で歴史・文化財の教材として利用されるよう、社会科教員を対象にした研修や資料の作成を行っている。平沢官衙遺跡についても研修での見学を続けており、学校向けに平沢官衙遺跡を説明したA4、8頁のパンフレットも作成した。

## 2) イベントなど

復元建物から南へ緩やかに傾斜する半円形の地形は天然の劇場を思わせ、ここで古代の雰囲気を持つものに限らずコンサートや物産市など、イベントを多く実施できる多目的の広場としても機能している。

平沢官衙遺跡歴史ひろばでは、史跡の存在とその良さを周知するためのイベントを、NPO法人平沢歴史文化財フォーラムと協力をしながら、四季毎に行っている。春の「復元高床倉庫特別開扉」は、5月の連休中に復元建物の換気を兼ねて内部を公開するもので、来園者に対して市文化財専門員が随時解説をしている。夏の「平沢官衙遺跡万灯夏まつり」は、8月下旬に開催しており、復元建物をライトアップし園路に万灯を並べることで幻想的な風景を演出している。秋には、平成30年（2018年）度まで市観光部局



平沢官衙遺跡万灯夏まつり



新春芝文字と文化財防火訓練

第8表 イベント参加人数

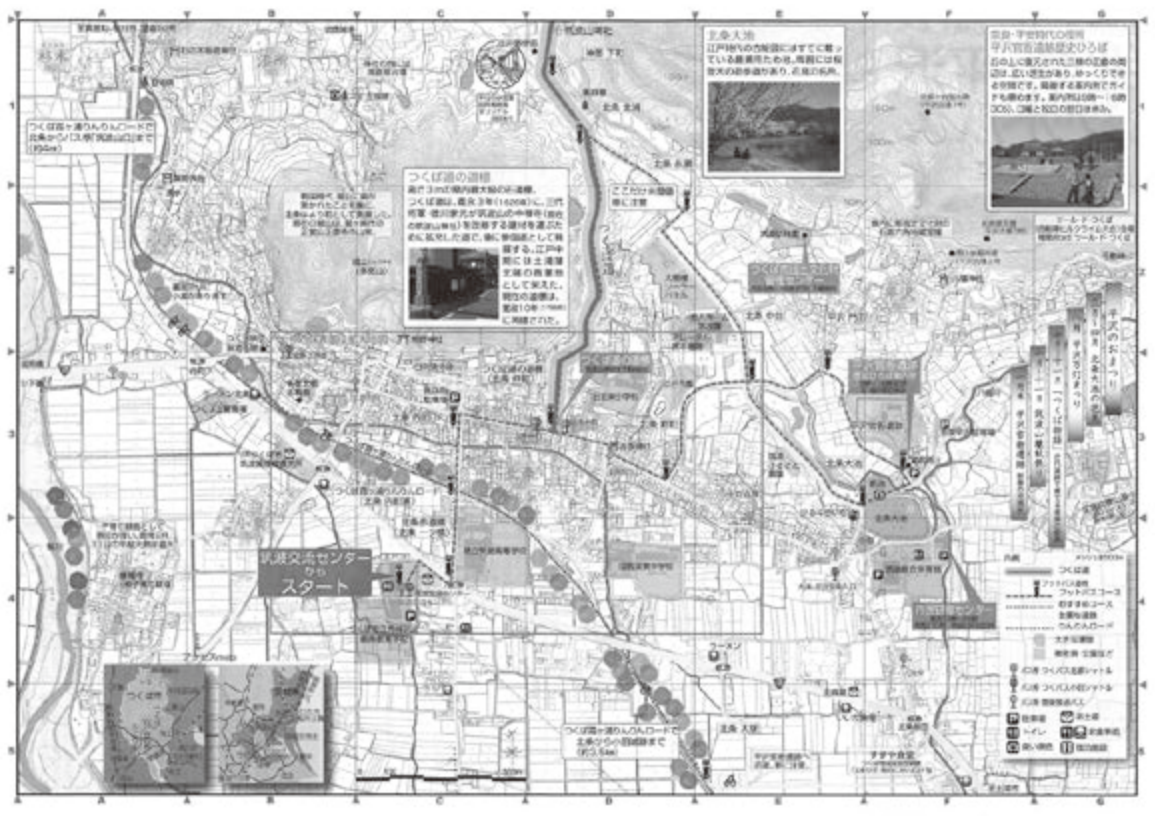
	令和元年 (2019年)	平成30年 (2018年)	平成29年 (2017年)	平成28年 (2016年)	備考
復元高床倉庫特別開扉(人数)	1,606	250	1,389	1,011	
平沢官衙遺跡万灯夏まつり(人数)	600	500	250	200	
つくば物語(人数)	0	5,000	800	4,000	
ミニコンサート(人数)	450	290	300	300	
新春芝文字と文化財防火訓練(人数)	116	90	70	200	

の主権による遺跡の雰囲気を活かした野外コンサート「つくば物語」を開催していた。このほか、筑波山麓秋祭りの一つのイベントとしてのNPO法人の主権によるミニコンサートも秋の恒例行事となっており、令和元年（2019年）以降は市文化財課も協力して実施している。冬の「新春芝文字と文化財防火訓練」は、防害虫等を兼ねた芝焼きを実施する際に芝に文字を焼き残すことを催事としたもので、消防部局の協力を得て行うため文化財防火デーに合わせた啓発活動、文化財課、NPO法人、消防部局、地元消防団による防火訓練も兼ねている。

市の事業ではその他に、平成27年（2015年）度から生涯学習推進課が行っている、市内の研究施設等を巡ってのスタンプラリーである「ちびっ子博士事業」での見学対象施設となっており、例年暑さで落ち込んでいた夏季の来場者数が3千人以上増えている。また、民間主催の事業でも、市文化芸術課が協力する美術展「アートセッション」や、同スポーツ振興課が協力する自転車ヒルクライム大会「ツールド・つくば」のスタート会場などとして、活用されている。

### 3) その他

平沢官衙遺跡歴史ひろば開園10周年、常陸国風土記1300年を記念して、市内に2つある郡衙遺跡を紹介する、巡回企画展「古代つくばの郡役所ーよみがえる官衙遺跡ー」と、講演会「筑波国造と平沢官衙遺跡」を行った。また、常陸国風土記1300年と関連して、常陽史料館で「『常陸国風土記』の世界ー衣食住と伝承から見た風土記ー」で展示した平沢官衙遺跡の模型を寄贈いただき、金田官衙遺跡のイメー



第32図 北条・平沢フットパス



ジとして付近に位置する桜歴史民俗資料館で展示している。

平沢官衙遺跡はつくば市を含む周辺6市で実施している、筑波山地域ジオパークの見どころとなっているだけでなく、市が推進する筑波山や山麓の観光資源の一つとしても重要視されている。また、茨城県が推進するサイクリングコースの「つくば霞ヶ浦りんりんロード」は、令和元年（2019年）11月に国がサイクルツーリズムの推進により、日本における新たな観光価値を創造し、地域の創生を図るために指定するナショナルサイクルルートにもなっている。平沢官衙遺跡歴史ひろばはその沿線に近く、北側の山を越える不動峠もサイクリストに人気であることから、サイクリストの利用が多い観光ルートとしても注目されている。

## （2）史跡指定地外関係地

各種講座やジオパーク関係催事で、平沢官衙遺跡と合わせて周辺の古墳や日向廃寺跡などの見学が行われているが、年間数件ほどである。また、市観光推進課では「北条・平沢フットパス」として、ウォーキング用マップとそれに合わせた案内道標を設置しており、街歩きができる環境を整えている。民間事業としては、北条市街地の国登録有形文化財の建造物が、定期的な公開やイベントで利用されている。

## 2 課題

### （1）史跡指定地内

市内小中学校の見学が少ないことは、大きな問題である。その要因として、市内だけで5つの文化財展示施設などが所在することや、学校が利用できるバスが少ないことに加え、近隣の博物館などが行っている見学以外の体験メニューなどの付加価値がないことが考えられる。小中学校での見学対応に一層の工夫が必要であるとともに、小中学校を含む史跡に来られない方全般への対応として、インターネットを使用した情報提供も充実させる必要がある。

また、周辺部での学校の統廃合や中心部での大規模校の増加により、今後は見学する学校数の減少と、1回の見学人数の増加が想定される。その際には、説明対応が文化財課職員のみでは限界があり、職員とともに対応するボランティアの育成が必要となる。

さらに、史跡を周知するイベントは四季毎に行ってきたが、史跡の価値を伝える学術的なイベントはあまり行えていないため、説明会や講座、シンポジウムなどをより積極的に開催していくことも課題となる。

### （2）史跡指定地外関係地

史跡指定地外関係地についても、平沢官衙遺跡と関係した説明会や講座、シンポジウムなどの学術的なイベントは行えていない。また、この周辺地域に郡衙関連施設がある可能性を周知する試みも、必要となろう。

## 第3節 整備

### 1 現状

#### (1) 史跡指定地内

平成9年(1999年)度～14年(2002年)度に復元整備工事を実施し、15年(2003年)度に正式に開園した。その後、平成17年(2005年)度に案内所が手狭であったことから増築工事を行い、平成20年(2008年)度に前年の台風により破損した土倉棟部分の修理と合わせて、屋根北半分の茅葺替えを行った。それ以外に柵の塗装や、説明板の追加、照明器具やエアコンの交換など細かな修繕は行っているが、根本的な修理は実施していない。以下に、平成9年(1999年)度から実施した復元整備の内容とその後の現状を示す。

#### 1) 復元整備状況(第30図)

##### ①地形復元

史跡中央平坦面の南と西を削るように通る旧道部分をはじめ、削平を受けた部分では地形復元のため、また、遺構復元による基礎工事やその他の地下掘削等が生じる場所では遺構を破壊しないため、それぞれ盛土が必要であった。遺構保護層の厚さは、建物の立体復元場所では1.1mを(=現表土厚+盛土厚)、復元大溝では同1.2mを基準とした。斜面裾部は表土が厚かったため盛土はせず、斜面中程ですりつけている。地表面被覆処理は全面張芝とした。

##### ②柱位置表示

正倉院の最盛期で、建物群が敷地の外側から内側へ向かって形成されたという変遷過程が分かる、Ⅱ・Ⅲ期の建物のうち、形態・規模の明瞭なものを中心に、Ⅱ期建物群から12棟、Ⅲ期建物群から8棟、合計20棟を選定した。これらを基礎構造で分けると掘立柱建物が17棟、礎石建物が3棟で、後者は全てⅢ期に属していて、いずれも礎石は残っていなかった。

掘立柱建物は、柱の高さをⅡ期では柱が若干地上から出る20cmとし、Ⅲ期では違いが明瞭になり人が座れるくらいの45cmとした。柱の太さは直径35cmに統一し、材は粘り強いとされるタモ材を使用した。復元柱の構造は地下の基礎からアンカーボルトを立ち上げて柱に通し、頂部でボルトを締めた後、木栓で蓋をするというものである。

礎石建物は、SB24・38が布地業、SB44が総地業で、どちらも地業範囲を10cm程盛上げて明示し、礎石建物だったことを明確にするため元位置を離れ散在していた実物の礎石を任意の位置に設置した。

現在は掘立柱建物の位置表示柱がすべて腐朽し、柱を固定する鉄芯が露出して危険なため、5年ほど前から応急措置として竹で覆いロープで囲っている。

##### ③実物大復元建物(第33図)

実物大復元建物は、大溝跡の造られた時期である第Ⅲ期の中から、調査による資料性、遺構の位置・配置を考慮してSB18(土倉(双倉)(2号建物))、19(校倉(1号建物))、33(板倉(3号建物))を選定した。それぞれ構造は、各建物遺構の発掘調査成果及び奈良県に残る同時代の高床倉庫例・既往の研究成果か

全 体	基 礎 部	軸 部	架 構 部	小 屋 部	屋 根 部
 <p><b>【大きさ】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・桁行台輪総長……10.73m</li> <li>・梁行台輪総長……7.27m</li> <li>・床から天井まで……4.20m</li> </ul> <p><b>【地面からの高さ】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・床の上まで……1.50m</li> <li>・出桁上まで……5.92m</li> <li>・棟頂上まで……9.16m</li> </ul>	 <p>基礎部…床下に東柱を立て、東柱頂部を梁方向に頭貫でつなぐ。</p> <p>軸部…頭貫の上に平角の台輪をのせる。四周には最良瓦葺に加工した台輪をのせ、その上に校木を井桁状に組みあわせて壁をつくる。床は台輪の上に桁方向に張る。扉は南側正面中央に設ける。</p> <p>架構部…桁方向の校木壁の上部に大梁を2本わたし、さらに大梁からは梁方向の校木壁の上部に繫梁を2本ずつ懸ける。それぞれの先端はさらに伸ばして腕木として、四隅をやはり外方に延長した上端の校木とともに、出桁をうける。出桁の四周内側に軒天井を張る。</p>	 <p>大梁、緊梁、校木を井桁状に組んだ壁、扉</p>	 <p>隅木、垂木、出桁、目板、芽負</p>	 <p>天井板、小屋束、この下は大梁</p> <p>小屋部…大梁・繫梁の上に小屋束を立て、収首と梁とで棟木と母屋桁をうける。棟木から出桁に向けて、隅木・種木を廻らせる。</p> <p>屋根部…種木の先に芽負を取り付け、その上に屋根板を張る。屋根板の合口に断面かまぼこ状の目板を打ち、四隅に隅棟を、大棟上に種棟を置く。強度を高めるため、全ての建物に、普通この時代にはない天井を張った。</p>	 <p>目板、屋根板</p>
 <p><b>【大きさ】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・桁行台輪総長……19.38m</li> <li>・梁行台輪総長……8.76m</li> <li>・床から天井まで……4.15m</li> </ul> <p><b>【地面からの高さ】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・床の上まで……2.15m</li> <li>・出桁上まで……6.44m</li> <li>・棟頂上まで……12.30m</li> </ul>	 <p>台輪、東柱、床板、頭貫</p> <p>基礎部…床下に東柱を立て、東柱頂部を梁方向に頭貫でつなぐ。</p> <p>軸部…頭貫及び側廻りの東柱上に平角の台輪をのせる。台輪の上には東西二室となるように側柱を立て、双倉構造とする。柱の間には厚板を落とし込んで壁をつくり、柱頂部を頭貫でつなぐ。外側は漆喰仕上げの土壁とする。扉は中央の開放部に向き合わせて設ける。</p> <p>架構部…柱の上に大斗をのせ、さらに舟肘木を十字に組んで、桁と梁をうける。桁・梁の先端を伸ばしてうける出桁から内部は、軒天井を張る。</p>	 <p>桁、土壁、柱、梁</p>	 <p>芽負、出桁、隅木、大斗、種木、軒天井、母屋桁</p> <p>小屋部…梁の中央に小屋束を立てて収首を組み、棟木と母屋桁を受ける。棟木から出桁に隅木・種木を廻らせる。</p> <p>屋根部…軒先に芽負を取り付け、種木の軒裏に野地板を張る。屋根は野種木を扇状に配し、茅葺・エツリ上に茅を葺く。棟飾りは、茅で形を整えた上を杉皮・竹貫で被覆し、種棟を上げる。</p>	 <p>収首、母屋桁、天井板、野種木、エツリ、芽負、野地板</p>	 <p>隅木、野種木、エツリ、芽負、野地板</p>
 <p><b>【大きさ】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・桁行長押総長……17.09m</li> <li>・梁行長押総長……7.70m</li> <li>・床から天井まで……3.28m</li> </ul> <p><b>【地面(北端)からの高さ】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・床の上まで……1.50m</li> <li>・軒桁上まで……5.22m</li> <li>・棟頂上まで……7.27m</li> </ul>	 <p>腰長押、通し柱、床板、大引</p> <p>基礎部…総東柱の構造をとる他の建物と違い、側廻りには外側の通し柱と内側の添束(柱)の2本が立ち、建物内側の1本ずつある床束(柱)という構造になる。添束(柱)と床束(柱)の頂部に梁方向に大引をわたらせ、通し柱の内側に差し込む。</p> <p>軸部…通し柱の外側に腰長押を廻らせ、柱の間に横貫目板を落とし込み壁をつくる。柱上部に内法長押を廻らせる。床は大引の上に桁方向に張る。なお、この建物の扉の内側には、収納したパラ積みみの枓が崩れて扉の開閉の妨げにならないようにする塞という設備を設けた。</p> <p>架構部…通し柱頂部を梁を先に、桁を後で懸ける折置式で組む。</p>	 <p>内法長押、板壁、通し柱</p>	 <p>破風、出桁、母屋桁、軒桁、棟木</p> <p>基礎部…小屋束のうち両妻は二重梁を上げ、内部は小屋束を立てて収首組みとし、棟木と母屋桁を支える。棟木から軒先に向けて種木をおく。</p> <p>屋根部…種木の先に芽負を取り付け、軒廻りの茅葺上にセキ板を並べて、その上に屋根の種板を葺き並べる。棟には種棟をのせ、妻端には破風板をあて、その上にウダツを上げる。</p>	 <p>種木、収首組、二重梁、母屋桁、小屋束</p>	 <p>種板(葺)、ウダツ、枕押え</p>

第33図 建物構造図



らの推定による。  
なお建築基準法の関係で、建物は原寸大模型として復元しており、見学者を入れることができない施設になっている。

現在は特に屋根の経年劣化が進んでいる。茅葺き屋根（土倉（双倉）・2号建物）では全面的に茅の脱落が進み、

特に隅部では下地の竹の露出が顕著である。板葺き屋根では、板倉（3号建物）で榑板の欠損が目立ち、校倉（1号建物）でも目板の破損が進んでいる。

#### ○校倉（1号建物）

1号建物の校倉を支える束柱は円柱の掘立柱とし、上部は梁間にのみ頭貫を用い、上に台輪を巡らした。周囲の台輪は鼠返しを付けた「へ」字形に加工し、平と妻の取り合いには校木高さ半分の段違いをつけた。梁間の内部の台輪は平角とし、上端に床板を桁行方向に並べて床を構成した。壁体は不整形六角断面の校木を隅で組み合わせ積み上げ、正面（南側）中央に板扉内開きの出入り口を設けた。寄棟屋根の軒をうける出桁の四隅は、平・妻両方向の校木を延長して支えるが、中央部は大梁2本と妻の懸梁2本の先端を腕木に作り出して支承した。出桁四周内側は軒天井を掲げ、その外に一軒角垂木の軒を廻らせた。軒先は茅負が流れ葺板をうけ、屋根板合口に目板を打ち、大棟と隅棟の拝みには樋棟を上げ共に雨水の侵入を防ぐようにした。軒裏と屋内は垂木上に裏板を並べる軒天井とし、小屋組を表した。

#### ○土倉（双倉）（2号建物）

2号建物は原則として1号建物に準じるが、平面は双倉に、台輪は平角で、台輪の上には東西二室になるように側柱を立て、柱の間に厚板を落とし込んで壁を造った。さらに大型倉庫が律令国家の象徴として心理的効果を考慮した法倉ならば、壁体を漆喰の白い土壁とすることは、他の倉庫壁体が木造の中で、その効果を規模だけでなく、色彩的にも顕著にできることから、土壁とした。小屋組は正倉域内の中心的建物と考えられるので、寄棟とし、垂木と屋根板で傍木を整えた点が異なる。屋根は、軒先に茅負を取り付け、垂木の軒裏に野地板を張った。野垂木を扇状に配し、茅持・エツリ上に茅を葺いた。棟飾りは、茅で形を整えた上を杉皮・竹箆で被覆し、樋棟を上げた。

#### ○板倉（3号建物）

束柱は円柱を掘立にして、上部の梁間方向のみ頭貫を置き、その上に平角の台輪を巡らした。桁行方向の台輪は正・背面のみで、梁間の台輪と高さの半分を組み合



整備直後の実物大復元建物 左から板倉・土倉・校倉



わせた。床板は梁間方向の台輪上に桁行方向に厚板を敷き並べて床とした。内部は桁行中央で二室に間仕切り、それぞれの室の正面（東）側中央一間に出入り口を設けた。軸組は台輪上に面取り角柱を建て、柱内に横羽目板を落とし込んで構成し、上部を折置組の梁と桁で固めた。出入り口は内開き板扉を吊り込み、内側に靱収納時開閉のための塞を設けた。なお内部は大梁上に取り外し可能な厚板の天井を備えて、靱をバラ積みする収納作業を容易に出来るようにしている。小屋組は小屋梁をあげて切妻屋根の母屋・棟木を支え、その上に一軒隅垂木をおき軒裏天井とした。軒廻りは芽負上にセキ板を並べ、その上に屋根の栗樽を葺き並べ、棟の葺き収めは葺板を拝みに組み合わせ、樋棟で押さえた。螻羽は垂木形を架け、上端を樋棟上端に揃えその上にうだつを置き両抑えとした。

#### ④大溝跡

大溝跡は、法面は安定勾配で統一した断面とし、安全性も考慮し本物より一回り小さい上幅 4.0m、下幅 1.6m、深さ 1.0mとした。

#### ⑤説明板

総合説明板は、来園者の主導線となる案内所駐車場に 1 か所 1 基を、実物大復元建物説明板は、屋根裏など外から見学できない内容を含めた 3 棟分のもの 1 基を、建物群から少し離れた位置に設置した。遺構表示の説明板は、個別の説明が容易なことから、建物毎に 1 基を設置している。

#### ⑥案内所

当初 66.3 m<sup>2</sup>であったものを、平成 17 年（2004 年）に 86.1 m<sup>2</sup>に増築している。

- ・面積：86.1 m<sup>2</sup>（建築面積）。延床面積 72.8 m<sup>2</sup>+ピロティ（下屋）面積 13.3 m<sup>2</sup>
- ・構造：木造平屋建て。屋根は亜鉛めっき鋼板・瓦棒葺（芯木なし）。外壁は杉縁甲板。
- ・内部：管理人室 6.6 m<sup>2</sup>、ガイドンスコーナー 33.6 m<sup>2</sup>（増築前 23.7 m<sup>2</sup>）、トイレ（男・女・多目的 32.6 m<sup>2</sup>（22.7 m<sup>2</sup>）。倉庫は屋外にプレハブを設置。
- ・展示：出土遺物を展示・解説し、郡衙遺跡や建築構造などをパネルで説明。また、史跡紹介や復元建物建設過程等のビデオを上映。

#### ⑦便益設備その他

○防犯・防火設備 筑波山の南に位置する本史跡周辺は夏季に雷がかなり多い地域なので、立体復元した各建物へ避雷針を直接 2 本設置した。また、実物大復元建物群の防犯・防火対策として、施錠できるように門扉が付く鉄柵で囲み、柵内にはセンサーを設けて、案内所と同調する機械警備を設置し、柵内には消火器も設置した。現在鉄柵は錆が生じている。

○植栽 史跡境界の柵の代わりに、南面にハギを、他 3 面にネズミモチを 2 列で囲った。既存宅地との境には目隠しとして高木のシラカシを植えたが、その他の高木は、地下遺構への根の影響を避けることと史跡内の見通しを優先させることから本数を少なくした。

○園路 遺構表示ではないので現代風に設置し、史跡平坦面は透水性カラー舗装、斜面は雨水の通り道にならないよう、洗出平板と芝を組み合わせたものとした。現在は、透水性カラー舗装は経年劣化や芝の浸食を受けたことで、砂利がはがれ路面が荒れており、モグラの行動で凸凹が生じている洗出平板とともに危険である。

○休憩施設 ベンチと水飲み場を実物大復元建物が見やすい史跡の端に設置した。  
○排水 盛土内には透水管を設置し、表流水や復元大溝の水も含めて、地元の土地改良区と協議のうえ、流末を史跡南西外の柵や道路側溝につなげた。南側は、水田に流出しないよう、1 m弱の土提状に盛り上げて、調整池も兼ねるようにした。

## (2) 史跡指定地外関係地 (第 34・35 図)

史跡平沢官衙遺跡への案内板は国道 125 号線に 3 基 (1 基は小田城跡付近)、県道 53 号線に 1 基 (小田城跡付近)、県道 138 号線に 1 基設置されている。説明板は、指定文化財には全て設置されているものの、その他の未指定の文化財や埋蔵文化財では、わずかに平沢古墳群 2 号墳・3 号墳に文化財課以外によって設置されているのみである。また前述したように、市観光推進課では北条・平沢フットパスコースの設営に合わせ、案内道標を設置している。

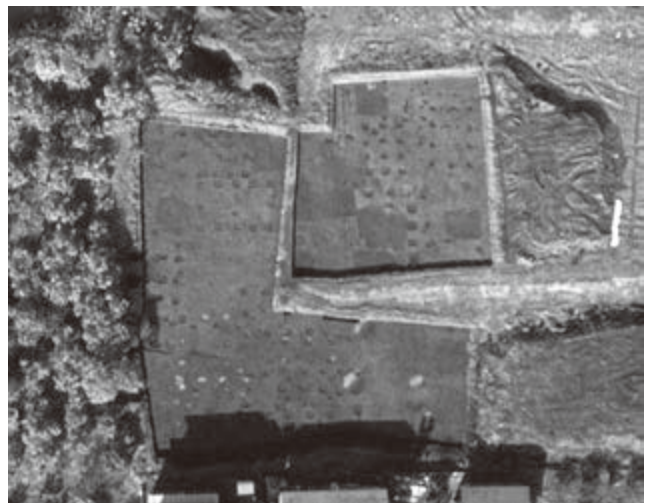
周辺には宝篋山登山等にも利用される平沢駐車場をはじめとして、市民研修センター、筑波総合体育館、筑波交流センターなど、駐車場や会議室などを持った市営の公共施設も充実している。その他、平沢官衙遺跡の北北東 600m には、市内の埋蔵文化財出土遺物を収蔵・整理している、出土文化財管理センターも所在している。埋蔵文化財の収蔵・整理を主な目的に設置された施設のため平日のみの開館であるが、北条中台遺跡の出土遺物を中心として旧筑波地区の先史時代から中世までの展示があり、平沢官衙遺跡と併せて見学できる。

また、慢性的な渋滞対策として工事が進行している国道 125 号線のバイパス線が、平沢官衙遺跡の南側、大池公園との間を通過することが計画されており、平沢官衙遺跡へのアクセスの向上が期待される一方で、景観への影響や騒音への懸念もある。

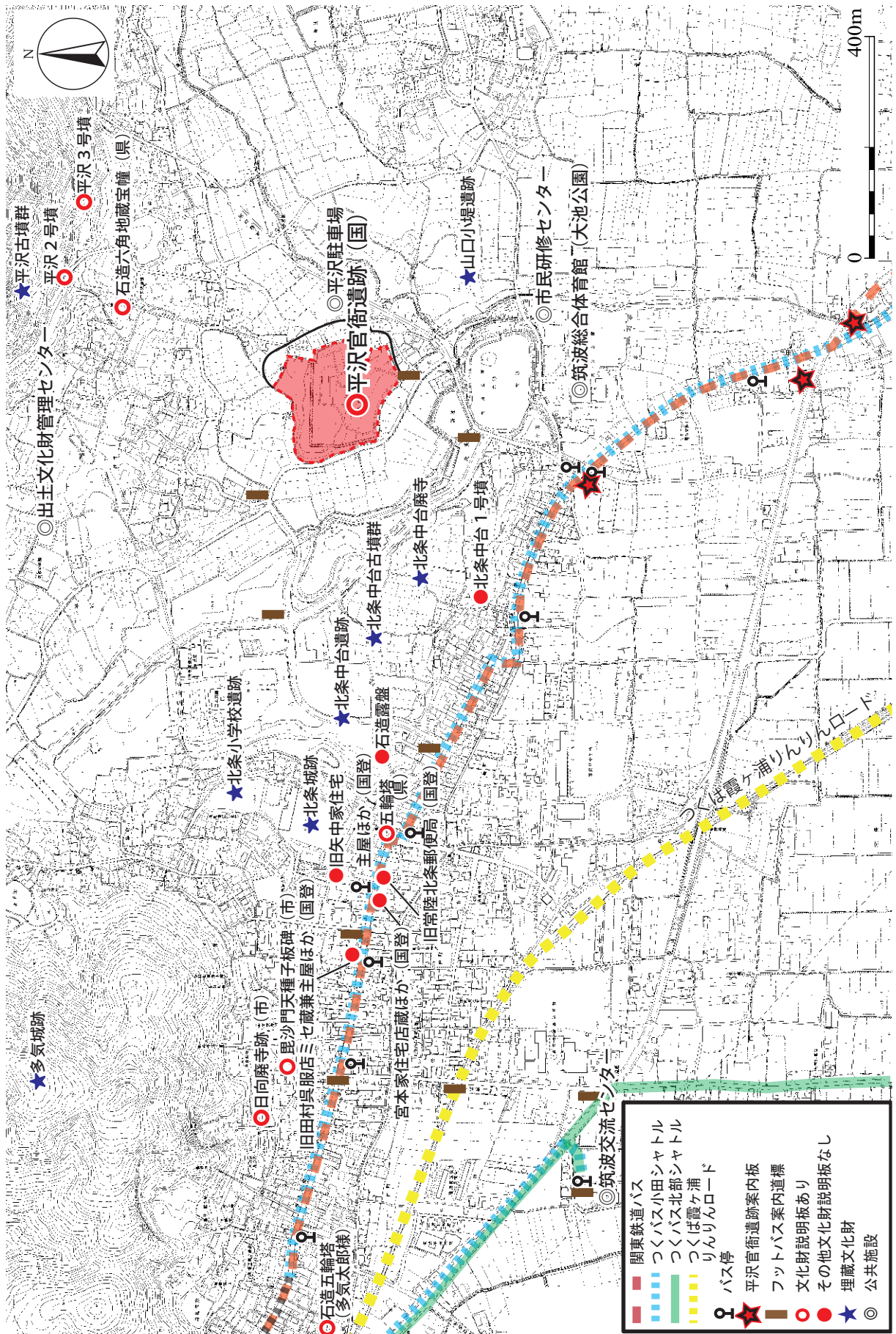
## (3) 周辺の国指定史跡 (第 35 図)

つくば市には、平沢官衙遺跡の南南東 3 km には小田城跡、同じく南南東 9 km には金田官衙遺跡と 3 つの国指定史跡が所在している。

このうち金田官衙遺跡は、古代河内郡衙の推定地で、平沢官衙遺跡と同質の遺跡であり、同一市内に 2 つの国指定の郡衙遺跡があることは非常に珍しい。しかし金田官衙遺跡は、正倉院以外の郡衙を構成する建物群跡や、同時期の寺院である九重東岡麿寺も合わせて国指定史跡となっている一方で、正倉院は桜中学校があるために全容が不明な点は、平沢官衙遺跡とは異なっている。現在は公有化を進めている段階で、簡単なパンフレットは作成しているものの、説明板などの設置は



史跡金田官衙遺跡調査状況空中写真  
写真提供：公益財団法人茨城県教育財団



第 34 図 平沢官衙遺跡周辺の施設図 (1 : 10,000)